

平成30年 定例第4回

# 新得町議会会議録

開 会 平成30年12月7日

閉 会 平成30年12月20日

新 得 町 議 会

# 平成30年定例第4回新得町議会会議録目次

## 第1日（30.12.7）

○開会の宣告	.....	4
○開議の宣告	.....	4
○日程第1	会議録署名議員の指名	..... 4
○日程第2	会期の決定	..... 4
○諸般の報告（第1号）	.....	4
○行政報告	.....	5
○日程第3	議案第65号 公平委員会委員の選任同意について	..... 5
○日程第4	議案第66号 工事請負契約の変更について	..... 7
○日程第5	議案第67号 十勝圏複合事務組合規約の変更について	..... 8
○日程第6	議案第68号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	..... 9
○日程第7	議案第69号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	..... 10
○日程第8	議案第70号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	..... 11
○日程第9	議案第71号 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について	..... 12
○日程第10	議案第72号 専決処分の承認について（平成30年度新得町一般会計補正予算）	..... 13
○日程第11	議案第73号 平成30年度新得町一般会計補正予算	..... 14
○日程第12	議案第74号 平成30年度新得町国民健康保険事業特別会計補正予算	..... 21
○日程第13	議案第75号 平成30年度新得町簡易水道事業特別会計補正予算	..... 22

○日程第14	議案第76号	平成30年度新得町公共下水道事業特別会計補正 予算	23
○休会の議決	.....		23
○散会の宣告	.....		23

## 第2日（30.12.18）

○開議の宣告	26
○日程第1 一般質問	26
〔一般質問〕	
長野 章議員	・平成31年度予算の重点施策は …… 26 ・役場庁舎改修計画の状況は …… 29
佐藤 幹也議員	・サホロリバーサイド運動公園陸上競技場の使用について… 32 ・小中一貫教育、義務教育学校の推進進捗状況について … 35
湯浅 佳春議員	・新規就農対策の見直しについて …… 37
柴田 信昭議員	・未販売分譲宅地の今後の取り進めについて …… 40
湯浅 真希議員	・胃がんで亡くならないために、1次予防とピロリ菌について… 44 ・駅前再整備事業について …… 47
村田 博議員	・新得高等支援学校卒業後の進路について …… 51
貴戸 愛三議員	・町取得施設の活用方法は …… 52
廣山 輝男議員	・地域包括ケアシステムの充実に向けて …… 57 ・「住みよい環境づくり条例」のさらなる推進と強化を … 61
○休会の議決	64
○散会の宣告	64

### 第3日（30.12.20）

○開議の宣告 .....	67
○諸般の報告（第2号） .....	67
○日程第1 閉会中の継続審査及び調査の申し出について .....	67
○閉会の宣告 .....	67

第 1 日

平成30年第4回新得町議会定例会（第1号）

平成30年12月7日（金曜日）午前10時開会

○ 議 事 日 程

日程番号	議 件 番 号	議 件 名 等
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
		諸般の報告（第1号）
		行政報告
3	議案第65号	公平委員会委員の選任同意について
4	議案第66号	工事請負契約の変更について
5	議案第67号	十勝圏複合事務組合規約の変更について
6	議案第68号	議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
7	議案第69号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
8	議案第70号	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
9	議案第71号	行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について
10	議案第72号	専決処分の承認について（平成30年度新得町一般会計補正予算）
11	議案第73号	平成30年度新得町一般会計補正予算
12	議案第74号	平成30年度新得町国民健康保険事業特別会計補正予算

日程番号	議 件 番 号	議 件 名 等
1 3	議 案 第 7 5 号	平成30年度新得町簡易水道事業特別会計補正予算
1 4	議 案 第 7 6 号	平成30年度新得町公共下水道事業特別会計補正予算

○会議に付した事件

	会議録署名議員の指名
	会期の決定
	諸般の報告（第1号）
	行政報告
議案第65号	公平委員会委員の選任同意について
議案第66号	工事請負契約の変更について
議案第67号	十勝圏複合事務組合理約の変更について
議案第68号	議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第69号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第70号	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第71号	行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について
議案第72号	専決処分承認について(平成30年度新得町一般会計補正予算)
議案第73号	平成30年度新得町一般会計補正予算
議案第74号	平成30年度新得町国民健康保険事業特別会計補正予算
議案第75号	平成30年度新得町簡易水道事業特別会計補正予算
議案第76号	平成30年度新得町公共下水道事業特別会計補正予算

○出席議員（12人）

1 番 長 野 章 議員	2 番 村 田 博 議員
3 番 湯 浅 佳 春 議員	4 番 佐 藤 幹 也 議員
5 番 貴 戸 愛 三 議員	6 番 若 杉 政 敏 議員
7 番 湯 浅 真 希 議員	8 番 廣 山 輝 男 議員
9 番 柴 田 信 昭 議員	10番 吉 川 幸 一 議員
11番 高 橋 浩 一 議員	12番 菊 地 康 雄 議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町		長	浜	田	正	利
教	育	長	武	田	芳	秋
監	査	員	下	浦	光	雄

○町長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

副	町	長	金	田		將
総	務	課	渡	辺	裕	之
地	域	戦	東	川	恭	一
町	民	課	鈴	木	貞	行
保	健	福	坂	田	洋	一
施	設	課	初	山	一	也
産	業	課	石	塚	將	照
税	務	出	佐	々	木	隼
児	童	保	中	村	勝	志
屈	足	支	中	村	吉	克
消	防	署	増	田	和	彦
総	務	課	長	濱		清
地	域	戦	福	原	浩	之
産	業	課	大	宮	将	利
産	業	課	桑	野	恒	雄
児	童	保	桂	田		聡
庶	務	防	小	林	健	利
財	政	係	本	郷		潤

○教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

学	校	教	育	課	長	佐	藤	博	行
社	会	教	育	課	長	岡	田	徳	彦
学	校	教	育	課	長	補	佐	安	達
								貴	広

○農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

事	務	局	長	岡	村	力	蔵
---	---	---	---	---	---	---	---

○職務のため出席した議会事務局職員

事	務	局	長	橋	場	め	ぐ	み
書			記	菊	地	克	浩	

---

## ◎開会の宣告

◎菊地康雄議長 本日は、全員の出席でございます。

ただいまから、本日をもって招集されました、平成30年定例第4回新得町議会を開会いたします。

(宣告 10時00分)

---

## ◎開議の宣告

◎菊地康雄議長 直ちに会議を開きます。

議長において作成いたしました本日の議事日程は、別紙お手もとに配布いたしましたとおりであります。

---

## ◎日程第1 会議録署名議員の指名

◎菊地康雄議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により議長において、8番、廣山輝男議員、9番、柴田信昭議員を指名いたします。

---

## ◎日程第2 会期の決定

◎菊地康雄議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

今期定例会の会期については、議会運営委員会に協議をお願いしておりますので、その結果を委員長から報告願います。吉川幸一議会運営委員長。

[吉川幸一議会運営委員長 登壇]

◎吉川幸一議会運営委員長 議長の指名により、議会運営委員会における協議の結果について、ご報告申し上げます。

本日招集になりました、第4回定例町議会の会期につきましては、去る12月4日、午前10時00分から、議員控室において議会運営委員会を開催し、提出予定の議件の説明を受け、それらを勘案し日程等について審議を行いました。

その結果、会期は本日から12月20日までの14日間とし、その間の会議等については、別紙会議予定表のとおりであります。

以上、報告を終わります。

[吉川幸一議会運営委員長 降壇]

◎菊地康雄議長 お諮りいたします。

ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、今定例会の会期は本日から12月20日までの14日間といたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月20日までの14日間と決しました。

---

## ◎諸般の報告(第1号)

◎菊地康雄議長 諸般の報告は、朗読を省略します。

別紙お手もとに配布のとおりでありますので、ご了承願います。

---

---

## ◎行 政 報 告

◎菊地康雄議長 次に、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。  
浜田町長。

[浜田正利町長 登壇]

◎浜田正利町長 9月3日、定例第3回町議会以降の行政報告をさせていただきます。  
3ページまで飛びます。9月29日、30日の2日間にわたりまして、北海道そば祭り併  
催第17回しんとく新そば祭りが開催されました。たいへん多くの皆様に来町、そして、  
来場いただき、新得のそばを堪能していただけたというふうに感じております。

開催当日はもちろんであります。企画段階からそれぞれのかたがたに大変なご協  
力をいただいたことでありまして、あらためて全ての関係者にお礼を申し上げたいとい  
うふうに思っております。

次に5ページにまいります。10月20日であります。昭和23年、清水高等学校新得分校  
として新得高等学校が開校以来、70年の歴史を刻んでまいりましたが、来年3月、最後  
の卒業生を送り出し閉校することになり、その節目として式典、「感謝の集い」が400  
名を超える卒業生など、たいへん多くのかたがたの出席をいただいて開催されたところ  
であります。

この間、新得高等学校の応援ということで、町民の皆さんがたのご協力をいただいた  
ことに、あらためて感謝を申し上げる次第であります。

次に9ページであります。11月22日であります。第7回新得町子ども議会が開催され、  
今回は新得小学校6年生のみとなりましたが、39名の議員のかたから質問、提案をいた  
だいたところでありまして、いただいた事項につきましては、課題を整理しまして、対応  
していきたいと考えております。以上であります。

[浜田正利町長 降壇]

---

## ◎日程第3 議案第65号 公平委員会委員の選任同意について

◎菊地康雄議長 日程第3、議案第65号、公平委員会委員の選任同意についてを議題と  
いたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。金田副町長。

[金田將副町長 登壇]

◎金田將副町長 議案第65号、公平委員会委員の選任同意についてご説明申し上げます。  
地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づき、公平委員会委員として新得町屈足旭  
町4丁目1番地にお住まいの又原一氏を選任いたしたく、議会の同意を求めるものであ  
ります。

又原氏は昭和41年11月生まれの52歳で、平成26年12月から1期4年間、この職にあり  
ます。12月24日をもって任期満了となりますが、人格、識見ともに公平委員会委員とし  
て適任と存じますので、引き続き選任いたしたく議会のご同意を賜りますようお願いを  
申し上げます。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願ひ申し上げます。

[金田將副町長 降壇]

◎菊地康雄議長 説明が終わりました。

本件は人事案件につき質疑、討論を省略し、無記名投票をもって採決を行いたいと思

います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 異議なしと認めます。

よって、この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

[議場閉鎖]

◎菊地康雄議長 ただいまの出席議員数は12人ですが、議長を除くと11人であり  
ます。

立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、5番、貴戸愛三議員、6番、若杉政敏議員、7  
番、湯浅真希議員の3名を立会人に指名いたします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 異議なしと認めます。

よって、5番、貴戸愛三議員、6番、若杉政敏議員、7番、湯浅真希議員を立会人に  
指名いたします。

投票用紙を配布いたします。

[投票用紙配布]

◎菊地康雄議長 配布漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

[投票箱点検]

◎菊地康雄議長 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

本件は、公平委員会委員の選任同意について、同意を可とする議員は賛成と、否とす  
る議員は反対と記載のうえ、1番議員から職員の点呼に応じて順次投票を願います。

なお、重ねて申し上げます。

投票中、賛否を表明しない投票および明らかでない投票は、否と見なすことになって  
おります。

点呼を命じます。

[局長点呼、投票]

◎菊地康雄議長 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了しました。

これから開票を行います。

5番、貴戸愛三議員、6番、若杉政敏議員、7番、湯浅真希議員、開票の立会人をお  
願いたします。

[開票]

◎菊地康雄議長 投票の結果を報告いたします。

投票総数	11票、
そのうち有効投票	11票、
無効投票	0票。
有効投票中 賛成	11票、
反対	0票、

以上のおり、賛成が全員であります。

よって、本件は同意することに決しました。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

---

#### ◎日程第4 議案第66号 工事請負契約の変更について

◎菊地康雄議長 日程第4、議案第66号、工事請負契約の変更についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。渡辺総務課長。

[渡辺裕之総務課長 登壇]

◎渡辺裕之総務課長 議案第66号、工事請負契約の変更についてご説明いたします。

下段の提案理由であります。当初契約において計上していましたが流木除去、および鋼管杭の杭長が確定したこと、さらに掘削の結果、地中に埋もれ目視できなかった旧橋台が確認されたため、これの除去が新たに必要となったことから契約金額の変更を行うものです。

内容といたしまして、1. 契約の目的。町道新得6号分線（楠橋）災害復旧工事でございます。

2. 契約の金額。変更前、7,830万円。変更後、7,793万2,800円となり、契約金額は、36万7,200円の減額でございます。

3. 契約の相手方といたしまして、新得町3条南1丁目5番地、株式会社岩野建設、代表取締役社長 岩野光一。

なお、工期は、平成31年3月10日に変更ありません。

以上、よろしくご審議をお願い申し上げます。

[渡辺裕之総務課長 降壇]

◎菊地康雄議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。10番、吉川議員。

◎吉川幸一議員 これは1つだけお聞きしたいなと思うんですが、この提案理由で「旧橋台の除去が新たに必要となった」と書いてあるんですけども、この字句だけを捉えたらプラスにならなければおかしいのではないのかなと。

そうしたら、当初の契約がだいたいこんなもんだらうという形で契約をされたのかどうか、その1点、お聞きしたいなと思います。

◎菊地康雄議長 初山施設課長。

◎初山一也施設課長 お答えいたします。実際にはさきほど総務課長が説明したように、流木除去での変更と鋼管杭の確定の変更と旧橋台が新たに処分費が必要になったということで、この中で基礎杭の変更が一番大きく減額となっております。あと、流木の除去についてはプラス、構造物、新たに発見された旧橋台の解体、処分費もプラスということで、実際的には橋台と橋脚の下に入る杭基礎が60万円ぐらい減になっております。

ほかの部分が増えても差し引きで36万2,000円の減という形に精査をさせていただいております。以上です。

◎菊地康雄議長 10番、吉川議員。

◎吉川幸一議員 今、説明を受けたんですけれども、私、こういうふうな入札、契約の仕方というのは初めてじゃないかなと思うんです。最初の契約で鋼管杭がこのぐらいだろうという感じで契約をされたというふうに思わざるを得ない。あとの「旧橋台の除去が新たに必要となった」、この字句だけ捉えたら絶対にプラスだと思うんです。

だから、なんかこの決まり方は、業者もいるんでしょうけれども、入札の仕方がこういう形を取ったら、まちまちになるんじゃないかなと。このぐらいの金額だろうと想像するのが、各社によって違ったら入札になるのかなと。新たにまた足しますと。そこから、最初の入札のときに各社によって金額が、この最初の想定の仕方がまちまちになる可能性が起きないのか、起きるのか。1回だけ。

◎菊地康雄議長 初山施設課長。

◎初山一也施設課長 お答えいたします。契約するときには契約書の第18条の中に、図面と現地が異なった場合には、それぞれ協議をして変更できるというような形で契約させていただいております。

これはどの工事についても、そのような形でやっておりますので、どうしても現場サイドで当初調査をしても、土の中であって完全に調査ができなくて確認できなかったものについては、当初から設計に入れることができないということもありますし、実際に今回の杭も当初ボーリング調査をやって、ある程度の支持力も調査した中ですが、どうしても支持力、土の中でありますので分からない部分もありまして、このような形になっております。以上です。

◎菊地康雄議長 ほかに。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これから議案第66号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。

よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

---

## ◎日程第5 議案第67号 十勝圏複合事務組合規約の変更について

◎菊地康雄議長 日程第5、議案第67号、十勝圏複合事務組合規約の変更についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。鈴木町民課長。

[鈴木貞行町民課長 登壇]

◎鈴木貞行町民課長 議案第67号、十勝圏複合事務組合規約の変更についてご説明申し上げます。

2ページ目の提案理由を御覧ください。

提案理由でございますが、十勝圏複合事務組合で共同処理をしている「ごみ処理施設

及び最終処分場の設置、維持管理・運営に関する事務」について、平成31年4月1日から清水町、本別町、足寄町および陸別町が加入することに伴い、地方自治法第286条第1項および同法第290条の規定に基づき、議決を経ようとするものでございます。

規約本文の説明朗読は省略させていただきます。

附則といたしまして、この規約は、平成31年4月1日から施行するものでございます。以上で説明を終わりますが、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

[鈴木貞行町民課長 降壇]

◎菊地康雄議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これから議案第67号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。

よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第6 議案第68号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◎菊地康雄議長 日程第6、議案第68号、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略することにいたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 異議なしと認めます。

よって、本件については提案理由の説明を省略することに決しました。

本件について質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これから議案第68号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。

よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

**◎日程第7 議案第69号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の  
制定について**

**◎菊地康雄議長** 日程第7、議案第69号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。渡辺総務課長。

[渡辺裕之総務課長 登壇]

**◎渡辺裕之総務課長** 議案第69号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

5ページ目を御覧ください。

中段の提案理由でございますが、平成30年度の人事院勧告におきまして、給与改定の勧告がされましたので、本町もその勧告に伴いまして改正しようとする事から、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正内容であります。1. 期末手当及び勤勉手当の改正であります。一般職員では期末手当につきまして、平成31年度以降においては6月および12月の支給月数が均等になるよう配分することから、6月の手当につきましては、現行の「100分の122.5」から平成31年度以降は「100分の130」に、12月の手当につきましては、現行の「100分の137.5」から平成31年度以降は「100分の130」へ改正となります。

勤勉手当につきまして、平成30年12月の手当につきましては、現行の「100分の90」から「100分の95」へ改正し、「100分の5」の引き上げとなっております。

平成31年度以降、6月および12月それぞれ現行の「100分の90」から「100分の92.5」へ改正し、「100分の2.5」の引き上げとなっております。

次のページに移りまして、再任用職員では期末手当におきまして一般職員同様、31年度以降においては6月および12月の支給月数が均等になるよう配分することから、6月の手当につきまして、現行の「100分の65」から31年度以降は「100分の72.5」に、12月の手当につきまして、現行の「100分の80」から平成31年度以降は「100分の72.5」へ改正となります。

勤勉手当につきまして、平成30年12月の手当につきましては、現行の「100分の42.5」から「100分の47.5」へ改正し、「100分の5」の引き上げとなっております。

31年度以降、6月および12月それぞれ現行の「100分の42.5」から「100分の45」へ改正し、「100分の2.5」の引き上げとなっております。

2. 給料表の改正であります。平均改定率は0.2パーセントの引き上げで、額にいたしまして、400円から1,500円でございます。

それぞれ級の平均の引き上げ率ですが、1級で0.52パーセント、2級で0.24パーセント、3級で0.18パーセント、4級で0.14パーセント、5級で0.13パーセント、6級では0.12パーセントとなっております。

3. 適用年月日ですが、期末手当の改正につきましては公布の日から、勤勉手当の改正につきましては平成30年12月1日から、給料表の改正につきましては平成30年4月1日からとなっております。

条例本文の朗読は省略させていただきます。

5ページに戻っていただきまして、附則といたしまして、第1項では、この条例は公布の日から施行するほか、ただ今ご説明いたしました適用期日について規定しております。

第2項では、平成30年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置を規定しております。  
第3項では、給与の内払いにつきまして規定しております。  
以上、説明を終わります。よろしくご審議をお願い申し上げます。

[渡辺裕之総務課長 降壇]

◎菊地康雄議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。  
(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。  
本件について討論はありませんか。  
(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これから議案第69号を採決いたします。  
本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。  
[挙手全員]

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。  
よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第8 議案第70号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◎菊地康雄議長 日程第8、議案第70号、特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。渡辺総務課長。  
[渡辺裕之総務課長 登壇]

◎渡辺裕之総務課長 議案第70号、特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

2ページ目を御覧ください。

提案理由でございますが、職員の給与に関する条例の一部改正に伴いまして、期末手当の支給割合を改正するため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正内容であります。1. 期末手当支給割合ですが、今年度6月の期末手当は変更ありません。

平成30年12月支給割合が現行「100分の222.5」を「100分の227.5」に「100分の5」の引き上げ、平成31年度以降、6月支給割合が現行「100分の217.5」を「100分の222.5」に改正し、「100分の5」の引き上げとなっております。

12月支給割合は現行と変更ありません。

2. 適用年月日ですが、平成30年12月1日としております。

条例本文の朗読は省略させていただきます。

前のページに戻っていただきまして、附則といたしまして、第1項では、この条例は、公布の日から施行し、平成30年12月1日から適用するものであります。

第2項では、平成30年12月に支給する期末手当に関する特例措置を規定しております。

第3項では、手当の内払いについて規定しております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願い申し上げます。

[渡辺裕之総務課長 降壇]

◎菊地康雄議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。  
(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これから議案第70号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。

よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第9 議案第71号 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について

◎菊地康雄議長 日程第9、議案第71号、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。渡辺総務課長。

[渡辺裕之総務課長 登壇]

◎渡辺裕之総務課長 議案第71号、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定についてご説明いたします。

5ページ目を御覧ください。

提案理由でございますが、町民等が町長や教育委員会など町の機関に対して書面により行うこととされている申請、届出その他の手続等について、インターネット等情報ネットワークといった電子情報処理組織を使用する方法、その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるように共通する事項を定めるため、本条例を制定しようとするものであります。

1ページに戻っていただきまして、第1条では、条例制定の目的について規定しております。

第2条では、第1号から第10号まで、「条例等」や「町の機関等」といった用語の意義について規定しております。

第3条から第6条までは、電子情報処理組織の使用に関し利用するかたの申請や、町による通知や縦覧、記録の作成などを行うために必要な共通事項を規定しております。

4ページに移りまして、第7条では、情報通信の技術の利用の推進を図るために情報システムの整備等、必要な措置を講ずることを規定しております。

第8条では、手続等について、インターネット等により公表することを規定しております。

第9条では、必要な事項は規則で定めることを規定しております。

附則といたしまして、第1項では、この条例は、平成31年1月1日から施行することを規定しております。

第2項では、本条例の施行により、関連する行政手続条例において必要な文言の改正を行うことを規定しております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願い申し上げます。

[渡辺裕之総務課長 降壇]

◎菊地康雄議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。  
本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これから議案第71号を採決いたします。  
本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手多数]

◎菊地康雄議長 挙手多数であります。  
よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第10 議案第72号 専決処分の承認について（平成30年度新得町  
一般会計補正予算）

◎菊地康雄議長 日程第10、議案第72号、専決処分の承認についてを議題といたします。  
提案者から提案理由の説明を求めます。金田副町長。

[金田將副町長 登壇]

◎金田將副町長 議案第72号、専決処分の承認についてご説明申し上げます。  
次のページをお開きください。

専決処分書、平成30年度新得町一般会計補正予算、専決第1号について、地方自治法  
第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分するものでございます。

次のページに移りまして、この補正予算は、第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出  
それぞれ100万円を追加し、予算の総額を75億8,111万9,000円とするものでございます。

9ページ、歳出をお開きください。

14款、災害復旧費では、平成28年度に発生しました台風被害の復旧に一定のめどがつ  
いたことから、これまでご支援をいただいております各かたがたに対する報告とお礼  
に係る支出として、災害対応費、9節、職員旅費および10節、交際費を新たに計上して  
ございます。

8ページ、歳入にお戻りください。

20款、諸収入、還付金及び返還金では、災害復旧費の補正に伴う財源調整のため、備  
荒資金還付金を増額してございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をお願い申し上げます。

[金田將副町長 降壇]

◎菊地康雄議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。  
(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。  
本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これから議案第72号を採決いたします。  
本件はこれを承認することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。  
よって、議案第72号はこれを承認することに決しました。

## ◎日程第11 議案第73号 平成30年度新得町一般会計補正予算

◎菊地康雄議長 日程第11、議案第73号、平成30年度新得町一般会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。金田副町長。

[金田將副町長 登壇]

◎金田將副町長 議案第73号、平成30年度新得町一般会計補正予算、第6号についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,990万2,000円を追加し、予算の総額を76億6,102万1,000円とするものでございます。

第2条は、地方債の変更及び追加によるものでございます。

4ページをお開きください。

第2表、地方債補正では、1事業の追加をしてございます。

12ページ、歳出をお開きください。

1款、議会費、3節、職員手当等では、議員報酬の改正に伴い、議員期末手当を増額してございます。

13ページに移りまして、2款、総務費、一般管理費、3節、職員手当等では、特別職、職員の給与改正および再任用職員の採用実績に伴い、それぞれ所要額を増額および減額してございます。

中段の19節、負担金、補助及び交付金では、マイナンバーシステムの運用に伴うシステム改修として、北海道自治体情報システム協議会負担金を新たに計上してございます。

下段から14ページにかけての企画費、25節、積立金では、寄附金を財源としてふるさと思いやり基金積立金を増額してございます。

中段、車両管理費、11節、需用費では、町バスの修理に係る費用として、修繕料を増額してございます。

下段から15ページにかけての戸籍住民基本台帳費では、戸籍総合システム機器更新業務について、北海道自治体情報システム協議会負担金として支出することとなったことから、13節、委託料および18節、備品購入費に計上していた費用を19節、負担金、補助及び交付金へ組み替えるものでございます。

1枚めくりまして、16ページをお開きください。

3款、民生費、福祉対策費、20節、扶助費では、養護老人ホームの入所者増等により、老人保護措置費を増額してございます。

19節、負担金、補助及び交付金では、障がい福祉サービス等報酬改定に伴うシステム改修として北海道自治体情報システム協議会負担金を、燃料価格高騰等に伴う生活支援策として冬の生活支援事業補助金を、それぞれ増額および新たに計上してございます。

下段から17ページにかけての19節、負担金、補助及び交付金では、制度改正に伴う医療給付システム改修として北海道自治体情報システム協議会負担金を、障がい者グループホーム建設の実施設計に係る補助金として障がい者グループホーム整備事業補助金を、それぞれ増額および新たに計上してございます。

25節、積立金では、寄附金を財源として保健・医療・福祉基金積立金を新たに計上してございます。

中段の国民年金費、19節、負担金、補助及び交付金では、制度改正に伴う国民年金システム改修として、北海道自治体情報システム協議会負担金を新たに計上してございま

す。

下段から18ページにかけての常設保育所費、7節、賃金では、屈足保育園園長を町保育士兼務としたため、不要となりました嘱託職員賃金を皆減してございます。

11節、需用費では、新設のため概算で計上していた屈足保育園の電気料金およびガス代について、実績により光熱水費について増額してございます。

19ページに移りまして、4款、衛生費、環境衛生費、28節、繰出金では、簡易水道事業特別会計への補てん的繰出金を増額してございます。

1枚めくりまして、20ページをお開きください。

6款、農林水産業費、農地費、17節、公有財産購入費では、土地改良事業等に伴う工事残土置場用の敷地購入のため、土地・家屋購入費を新たに計上してございます。

21ページに移りまして、7款、商工費、商工振興費、11節、需用費では、ふるさと納税額の増加に伴い、返礼品に係る経費に不足が見込まれるため地場産品奨励対策費を、合わせて12節、役務費では、ふるさと納税のサイト利用料を増額してございます。

観光費、19節、負担金、補助及び交付金では、国民宿舎の円滑な事業運営を図る運転資金として、基金を財源に国民宿舎経営強化事業補助金を新たに計上してございます。

1枚めくりまして、22ページをお開きください。

8款、土木費、道路維持費、14節、使用料及び賃借料では、この夏の大雨等の対応により、道路維持に係る建設機械借上げの費用が増え、今後に不足が見込まれることから、機械借上料を増額してございます。

道路新設改良費、13節、委託料では、南2丁目ガード改修事業に伴う構造物点検業務が新たに必要となったことから、橋りょう長寿命化補修設計委託料を増額してございます。

下段の都市計画費、28節、繰出金では、公共下水道事業特別会計への補てん的繰出を減額してございます。

23ページに移りまして、住宅管理費、11節、需用費では、修繕の増加により不足が見込まれるため、修繕料を増額してございます。

1枚めくりまして、24ページをお開きください。

10款、教育費、事務局費、2節、給料、3節、職員手当等では、特別職、職員の給与改正に伴い、それぞれ所要額を増額してございます。

下段の幼稚園管理費、7節、賃金では、新得幼稚園園長を町保育士兼務としたため、不要となりました嘱託職員賃金を皆減してございます。

7ページ、歳入にお戻りください。

10款、地方交付税では、交付額の確定に伴い、今回、財源調整分のみ普通交付税を増額してございます。

1枚めくりまして、8ページをお開きください。

14款、国庫支出金、総務費補助金では、マイナンバーシステムに係るシステム改修の財源として、社会保障・税番号制度システム整備費補助金を新たに計上してございます。

民生費補助金では、障がい福祉サービス等報酬改定に伴うシステム改修の財源として、障害者総合支援事業補助金を新たに計上してございます。

民生費委託金では、制度改正に伴う国民年金システム改修の財源として、国民年金事務委託金を増額してございます。

9ページに移りまして、17款、寄附金、民生費寄附金では、社会福祉用として1件の

ご寄付をいただきましたので、増額してございます。

農林水産業費寄附金では、林業振興用として1件のご寄付をいただきましたので、新たに計上してございます。

1枚めくりまして、10ページをお開きください。

18款、繰入金では、国民宿舎経営強化事業補助金の財源として、国民宿舎等整備基金繰入金を新たに計上してございます。

11ページに移りまして、21款、町債では、新たに適用見込みとなりました事業を計上してございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をお願い申し上げます。

[金田將副町長 降壇]

**◎菊地康雄議長** これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。7番、湯浅真希議員。

**◎湯浅真希議員** 21ページ下段にあります国民宿舎経営強化事業補助金、こちらなんですけれども、私たち議員は先日協議会のほうで内容を伺っていますが、ここであらためてその3,000万円の内容、それと国民宿舎等整備基金、こちらの残高、それともう1点は、昨年6月にも大雨の影響で同じように2,000万円支出しています。この間の経営改善なんですけれども、どういったことをされてきたのか、お伺いしたいと思います。

**◎菊地康雄議長** 桑野産業課長補佐。

**◎桑野恒雄産業課長補佐** お答えいたします。まず、補助金の内容になりますけれども、今年度、新得観光振興公社の決算見込みによる損失額を約1,400万円ほどと見込んでおり、その運転資金となります。

また、平成31年度に実施を予定しております改修工事により、2カ月間休業をする予定となっております。この休業期間中の人件費ならびに施設維持費、また営業再開に向けた広告等の活動費を含め、1,530万円以上を見込んでおります。この2つを合わせまして、3,000万円の補助金を予定しています。

続きまして残高になりますが、現在1億238万2,000円ありまして、この基金を補正後に崩したとして残高は7,238万2,000円となります。

続きまして、昨年も同様の補助金を受けてこの間のことということになるんですけれども、経営改善につきましては、例年であれば東大雪荘の入り込み状況というのを毎月チェックを行っているほか、売り上げ状況も毎月チェックを行っております。

そのほかに、貸借対照表や損益計算書により、温泉の運営状況のチェック、それから予約状況の報告、それから毎年作成しております経営改善計画の進捗（しんちよく）度合いの聞き取りも行っております。

また、本年度は経営改善計画のほかに、嘱託職員全員を除く全職員の聞き取りを実施しました。その中で経営改善に向けて社員に対して「どういった活動をしますか」とか、施設管理等管理体制に対する指導も実施しております。

年間を通じて、経営改善に向けて社員との聞き取りを行いながら努力していくところでありまして、以上です。

**◎菊地康雄議長** 7番、湯浅真希議員。

**◎湯浅真希議員** 1年ちょっとしかたっていないので、さまざまな努力されていて、なかなかすぐに反映するというのは難しいというのは十分承知しています。

ただ、自然災害というのがなかなかもう言い訳にならなくなっている、もう自然

災害起きるのが当たり前というような理念で、もう考えて運営していかなければならないのではないのかなというふうに思います。

基金なんですけれども、あと7,000万円ぐらい残っているということで、こういうような状況が続くと、やはり基金が底をつくというのがもう目前に来ているのではないかな。それぐらいの危機感を持って対応していかなければならないのではないかなと思っています。

この基金がなくなったときに、ではどこから支出するのか、どういうふうにこのトムラウシ温泉を守っていくのかということも、あらためてもう考える時期に来ているかと思えますけれども、どのように認識されているのか、お伺いします。

◎菊地康雄議長 桑野産業課長補佐。

◎桑野恒雄産業課長補佐 ずっと赤字ということでこの間来ております。経営改善努力をしていますけれども、なかなか成果が出ていないという状況になっております。

町としては、東大雪荘というのはやはりなくしてはならない町の財産というふうに考えておりますので、公社社員のみならず、町も存続に向けた経営努力というのは必要不可欠なものと考えております。

今後においてですけれども、基金が底をつくのではないかという発言ですけれども、経営改善でやはりそういうふうにならないように努力するというのは前提だと思えます。

今回、補正をして、また改修も行いまして、まだ経営について改善が見られないということになれば、あらためましてまた議会とご相談させていただきたいなと思っています。以上です。

◎菊地康雄議員 ほかに。1番、長野議員。

◎長野章議員 3点ほど、お伺いをいたします。

まず、今もお話しありました21ページなんですけれども、地場製品の奨励対策費、1,700万円ほど増額をしたいということですから、たぶんふるさと納税が多かったのかなというふうに思っているんですけれども、どういう状況なのか、お知らせ願いたいと思います。

それから、国民宿舎の問題ですけれども、来年、今、聞くところによるとまた大幅な改修、5,000万円ぐらい掛けて屋根などを改修しないと。そのときに休むので、今のうちからその分を補てんしておくということなんですけれども、今、湯浅議員からもお話しがあったように、やはりもうどうするか考える時期でないかなというふうに思う。さきほども補佐も言いましたけれども、私もやめるのは反対だと思っていますし、ではどうやったらこの経営成り立っていくのか、職員も含めていろんなことを検討しているということなんですけれども、第三者機関と言ったら変ですけれども、公社、町長が社長ですから、その公社経営をどういうふうにしたらいいかというのを含めて、やはりなんらかの方法を考えないと。ならない時期に来ているのではないかなというふうに私は思うんですよね。

ですから、貴重な財産をどういうふうにしたら残していけるのか。それから、今、7,000万円の基金がなくなったらどうしていくのか、新たな財源をどうやって捻出していくのか。いずれにしても、これからはしやっていくとしたら、やはり今のように修繕費だとかそういった維持費というのは、将来的に建て替えも含めて、ずっと必要だと思うんですよね。ですから、どういうふうにしていくのかというのは、本当に真剣にやはり

考えていかないとならない時期なのかなというふうに思っています。

ですから、毎年のように補助しないとならないというのは分からないわけではないですけれども、この辺でじっくりやはり考えてみる必要があるのではないかなということ、提言申し上げたいというふうに思います。

それからもう1点なんですけれども、歳入のほうで西十勝森林組合から貴重なお金をいただいたわけなんですけれども、では西十勝森林組合の状況はどうかのかなというのか、確かに事務所だとかそういったのも今後考えているようですし、町が一定程度今まで借財についてやってきたような部分もありますから、どんな状況なのかというのを分かれば、これはよその会社の話ですから分かりませんと言えばそれはそれで仕方がないのかなというふうに思いますけれども、状況が分かればお知らせいただきたいなというふうに思っていますし、経営健全計画をどのように今進めているのかというのがたぶん町には報告があるのでないかなというふうに思いますので、お知らせ願いたいと思います。

3点について、お願いします。

**◎菊地康雄議長** 桑野産業課長補佐。

**◎桑野恒雄産業課長補佐** お答えいたします。1点目のふるさと納税返礼品ですが、当初予算が返礼品、5,500万円程度寄付が来てということで、過去の平均値で予算を計上して、その中の返礼率ということで2,780万円を予定しておりました。実際は、昨年、今年と非常に伸びておりまして、昨年実績が8,273万円で、今年はそれよりも上回るペースで来ている状況です。

今回の補正では、9,280万円ぐらいまで寄付金があるという見込みのもと、返礼品等の不足額、1,692万5,000円と見込みまして、返礼品補正を1,700万円行っています。

合わせまして、入金されるとそのとき手数料が発生しますので、そのふるさと納税システム使用料として71万円の補正となっております。

続きまして、国民宿舎を今後どうするかという話ですけれども、これをしたらいいという回答はないんですけれども、今までの毎年やる経営改善計画の中ではちょっと厳しいのかなと、私も思っています。

その中で、来年は人事も含めまして体制も変えまして、経営改善のほうに取り組みたいと思います。それについて、まだ来てはいませんが、今、募集もしている最中です。そういう形で進めたいと思っています。

また、第三者機関の話なんですけれども、以前、指定管理者制度導入前のときには、評議委員ということでご意見をいただいております。その後、指定管理者制度導入の際にそれはやめております。

現在の経営状況の中で、評議委員さんに全般の意見を求める、また総括等を求めるというのは、いきなりやるのはちょっと難しいかなということと、経験者や専門性というのもやはり必要があるのかなと考えています。

ただ、今後経営改善する中で、集客力の向上、例えば料理やお客様目線のサービス提供、温泉の魅力づくりの中でやはり外部の意見というのは、そういうのを参考にすることは重要なかなというふうに認識しております。

まだどういった方法になるか分かりませんが、例えばモニターなどなんらかの形で意見を受ける場というのを検討したいと思っています。以上です。

**◎菊地康雄議長** 石塚産業課長。

**◎石塚將照産業課長** 森林組合の経営の状況でございますが、ただ今詳細な資料をお持ち

ちしておりませんが、組合のほうではもう経営改善のほう完了しております、ここ数年については、黒字経営が続いているような状況です。以上です。

◎菊地康雄議長 1番、長野議員。

◎長野章議員 ふるさと納税の関係なんですけれども、喜ばしいかなど。増えているということで、たいへんあれなんですけれども。結局、今回補正になったのは返礼品の関係だと思っんですけれども、いただいたお金の、新得町いろんなことに使われているというふうに思っんですけれども、よその町みたいに、こういうものでいくというのはないよう思っんですよ。私は聞いていないんですけれども、そういうのがあったのかどうなのか、ひとつ確認したい。

例えば、よその町でしたら、保育所の軽減に使うとか、そういうふうになっていると思っんですけれども、その辺どうなのか。考え方としてある程度こういうふうにごんごんお金が集まってくると、やはりそういったことも考えていかないとならないし、してくれる人もピーアールのためにも考えていかないとできないかなということ、ひとつ伺いしたいと思っます。

東大雪荘というか、トムラウシ温泉の関係なんですけれども、昔は運営委員会というのがたぶんあったよう思っんですよ。ですから、今の話を聞くとそういうのが今はないみたいですから、やはりその中にいろんな人、今、補佐が言われたように専門家のお話しも当然、アドバイスも受けないとならないし、それから一般の町民の人のモニターというか、利用者のモニターだとかそういうのもあるかというふう思っ。やはり今言われるように、町が考えておられるようなことをやはりごんごん実施していかないと、ただ説明だけを受けてもなかなかこれは改善しないと思っるので、ぜひ実行に移していただきたいと思っ。

サービスの面を考えると今、人事にも手を付けるというお話しですからそれはそれで1つの方法かなと思っんですけれども、しかし、あそこあの施設でやはり最低限の人数というのは絶対必要ですし、そこに来ていただける人といったらこれはまた特殊というか、そう簡単にあそこに住んでいただいて、サービス提供できるというのはなかなか難しいと思っますし、当然お金も掛かると思っんですよ。だから、それらを考慮してやはりそういったことも含めて検討する場というか、そういったのが必要でないかなというふう思っますので、ぜひ頑張っいただきたいというか、改善するように努力していただけるように希望したいと思っます。

森林組合のお話しは分かりました。

---

◎菊地康雄議長 暫時休憩いたします。11時15分までといたします。

(宣告 11時06分)

◎菊地康雄議長 休憩を解き再開いたします。

(宣告 11時15分)

---

◎菊地康雄議長 渡辺総務課長。

◎渡辺裕之総務課長 お答えいたします。ふるさと納税でいただいた寄付金の利用というか、使い道の提案というか、お話しいただいたかなと思っます。

まず現在の状況につきましては、ふるさと納税いただいたものをふるさと思いやり基金のほうに入れまして、そこから各種、現在新得町で行っている地域振興ということに

それぞれ充てております。

例えば、子育て支援であったり、福祉、農林、観光、スポーツの振興等に、それぞれ地域振興として予算のほう充てさせていただいているような今の状況であります。

その上で、長野議員のほうから今後各地で行われているような、この事業を行うためにということで募るといふか、寄付を受けていったらどうだというようなお話しだったんですけれども、今後、新得町で事業を進めるにあたりまして、広く支援をいただくことが効果的なものであったりとか、そういうようなものがあれば、そのような手法、寄付するかたも、今、寄付して、その寄付先といふか目的に協力していくことといふことに満足を感じられるかたも増えてきているということですので、今後の事業の中でそのようなことが効果的だといふものがあれば、そのような方法も考えていきたいなと思っております。以上です。

**◎菊地康雄議長** 桑野産業課長補佐。

**◎桑野恒雄産業課長補佐** お答えいたします。さきほど経営改善に対しての人員体制や第三者意見ということでご意見を伺いました。

現在、人員体制はフロント部門のみならず、料理部門、それから施設管理部門と全般的に不足している状況です。今、その辺は合わせまして募集をかけておりまして、まずは採用しまして体制を固めてから、またどういったことができるかといふのは詳細を詰めていきたいと思っております。

また、第三者意見につきましては、まだどういった方法といふのは決まっていなんですけれども、ぜひなんらかの形で来年度以降やりたいと思っております。以上です。

**◎菊地康雄議長** ほかに。9番、柴田議員。

**◎柴田信昭議員** 国民宿舎の経営強化事業なんですけれども、3,000万円、そのうち1,400万円ぐらいについては今年の赤字部分ということですが、来年度、改修に伴う休業の賃金の分ということで1,530万円とさっき説明をいただいたんですけれども、これは一般的に考えると、来年度の分は来年度の予算でいいのでないかなという気がするんですけれども。

ただ、やはりどれくらいの期間工事にかかるのか。それと、できるだけ閑散期にやったほうがいいと思うんですけれども、いつ頃この工事にかかる予定なのか。そして、休業が長くなったときに職員の給与は補償するわけなんですけれども、その間、営業しないときに職員は研修か何かそういうものをするようになるのか、その辺、ちょっとお聞かせいただきたいと思っております。

**◎菊地康雄議長** 桑野産業課長補佐。

**◎桑野恒雄産業課長補佐** お答えいたします。来年度行う工事の予定なんですけれども、見積もり発注につきましてはできるだけ早いうちに行いまして、その後、夏の間は黒字になる期間ですからハイシーズンと呼ばれているんですけれども、その辺は営業しまして、なるべく収益を上げていきたいと考えています。

その後、工事を準備しまして、10月、11月を休業期間としまして、その2カ月で集中して工事を行いたいと考えております。

それから、休業期間につきましては、その2カ月を補償するという形になると思っております。

それから、休業期間中なんですけれども、基本、前回の工事もそうなんですけど、有休を使いたいというかたは有休を使いますが、そのほかのかたについてはぜひ研修等も行いた

いなど考えております。

また、施設維持のために6人程度残りますので、その有休を取ったかたと6人残ったかた以外のかたについては、希望を取りまして研修という形でできれば進めたいと思っています。以上です。

◎菊地康雄議長 ほかに。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これから議案第73号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。

よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

---

## ◎日程第12 議案第74号 平成30年度新得町国民健康保険事業特別会計補正予算

◎菊地康雄議長 日程第12、議案第74号、平成30年度新得町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。金田副町長。

[金田將副町長 登壇]

◎金田將副町長 議案第74号、平成30年度新得町国民健康保険事業特別会計補正予算、第2号についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ8,002万8,000円を追加し、予算の総額を8億1,486万5,000円とするものでございます。

9ページ、歳出をお開きください。

1款、総務費では、制度改正に伴うシステム改修のため費用負担として、道国保連合会負担金を増額してございます。

1枚めくりまして、10ページをお開きください。

6款、基金積立金では、前年度繰越金および今回の補正に伴う財源調整のため、国民健康保険事業基金積立金を増額してございます。

6ページ、歳入にお戻りください。

2款、道支出金では、システム改修に係る財源として、国調整交付金を増額してございます。

7ページに移りまして、4款、繰入金では、今回の財源調整として基金繰入金を減額してございます。

1枚めくりまして、8ページをお開きください。

5款、繰越金は、前年度繰越金の補正でございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をお願い申し上げます。

[金田將副町長 降壇]

◎菊地康雄議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。  
本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これから議案第74号を採決いたします。  
本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。  
よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第13 議案第75号 平成30年度新得町簡易水道事業特別会計補正 予算

◎菊地康雄議長 日程第13、議案第75号、平成30年度新得町簡易水道事業特別会計補正  
予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。金田副町長。

[金田將副町長 登壇]

◎金田將副町長 議案第75号、平成30年度新得町簡易水道事業特別会計補正予算、第2  
号についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ124万7,000円を追加し、予算の総額を5,831  
万9,000円とするものでございます。

8ページ、歳出をお開きください。

1款、事業費では、職員の給与等の改正および漏水事故処理に係る時間外勤務手当の  
増加に伴い給料および職員手当等を、漏水事故対応に係る費用として消耗品費および修  
繕料をそれぞれ増額してございます。

下段の13節、委託料、15節、工事請負費では、事業の完了に伴い支出額が確定した事  
業について、それぞれ減額してございます。

6ページ、歳入にお戻りください。

2款、繰入金では、今回の財源として一般会計繰入金補てん的繰入を増額してござい  
ます。

7ページに移りまして、3款、繰越金は、前年度繰越金の補正でございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をお願い申し上げます。

[金田將副町長 降壇]

◎菊地康雄議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。  
(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。  
本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これから議案第75号を採決いたします。  
本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。  
よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第76号 平成30年度新得町公共下水道事業特別会計補正予算

◎菊地康雄議長 日程第14、議案第76号、平成30年度新得町公共下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。金田副町長。

[金田將副町長 登壇]

◎金田將副町長 議案第76号、平成30年度新得町公共下水道事業特別会計補正予算、第4号についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ17万円を追加し、予算の総額を3億4,098万7,000円とするものでございます。

8ページ、歳出をお開きください。

1款、事業費では、所要額の増に伴い職員手当等を増額してございます。

6ページ、歳入にお戻りください。

5款、繰入金では、今回の補正に伴う財源調整のため、一般会計繰入金補てんの繰入を減額してございます。

7ページに移りまして、6款、繰越金は、前年度繰越金の補正でございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をお願い申し上げます。

[金田將副町長 降壇]

◎菊地康雄議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これから議案第76号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。

よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

---

◎休会の議決

◎菊地康雄議長 お諮りいたします。

議案調査のため、12月8日から12月17日までの10日間、休会することにいたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 異議なしと認めます。

よって、12月8日から12月17日までの10日間、休会することに決しました。

---

◎散会の宣告

◎菊地康雄議長 以上をもって、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

(宣告 11時28分)

平成30年第4回新得町議会定例会（第2号）

平成30年12月18日（火曜日）午前10時開会

○議事日程

日程番号	議件番号	議件名等
1		一般質問

○会議に付した事件

一般質問

○出席議員（12人）

1番 長野 章 議員	2番 村田 博 議員
3番 湯浅 佳春 議員	4番 佐藤 幹也 議員
5番 貴戸 愛三 議員	6番 若杉 政敏 議員
7番 湯浅 真希 議員	8番 廣山 輝男 議員
9番 柴田 信昭 議員	10番 吉川 幸一 議員
11番 高橋 浩一 議員	12番 菊地 康雄 議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町 長	浜 田 正 利
教 育 長	武 田 芳 秋
監 査 委 員	下 浦 光 雄

○町長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

副 町 長	金 田 將
総 務 課 長	渡 辺 裕 之
地 域 戦 略 室 長	東 川 恭 一
町 民 課 長	鈴 木 貞 行
保 健 福 祉 課 長	坂 田 洋 一

施	設	課	長	初	山	一	也
産	業	課	長	石	塚	將	照
税	務	出	納	佐	々	木	人
児	童	保	育	中	村	勝	志
屈	足	支	所	中	村	吉	克
消	防	署	長	増	田	和	彦
総	務	課	長	補	佐		清
地	域	戦	略	室	長	補	佐
産	業	課	長	補	佐		佐
産	業	課	長	補	佐		佐
児	童	保	育	課	長	補	佐
庶	務	防	災	係	長		利
財	政	係	長				潤

○教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

学	校	教	育	課	長	佐	藤	博	行
社	会	教	育	課	長	岡	田	徳	彦
学	校	教	育	課	長	補	佐	安	達
								貴	広

○農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

事	務	局	長	岡	村	力	蔵
---	---	---	---	---	---	---	---

○職務のため出席した議会事務局職員

事	務	局	長	橋	場	め	ぐ	み
書			記	菊	地	克		浩

---

## ◎開 議 の 宣 告

◎菊地康雄議長 本日は、全員の出席でございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

議長において作成いたしました本日の議事日程は、別紙お手もとに配布いたしましたとおりであります。

(宣告 10時00分)

---

## ◎日程第1 一般質問

◎菊地康雄議長 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の通告がありますので、順次発言を許します。

---

◎菊地康雄議長 1番、長野議員。

[長野章議員 登壇]

◎長野章議員 私は今回の一般質問で新年度予算編成の考え方、庁舎改修関係の2項目について町長と議論させていただくために、一般質問をいたしたいと思います。

まず、1項目目の平成31年度予算の重点施策はということで、質問したいと思います。

### 1. 平成31年度予算の重点施策は

浜田町政4期目も残すところ2年となりましたが、4期目の総仕上げとして、平成31年度の重点施策と今後早期に整備を必要とする事業、および消費税が上がるのが予定されていることから、その対応について現在の考え方、予算の規模についてお伺いをしたいと思います。

私なりに重点施策はどういうものがあるかということを考えているわけですが、やはり新得小学校の大規模改修ですとか、一番はやはり人口対策かなというふうに思っているんですけれども、こういったものが重点施策として31年度でどのような考えを持っているか、お伺いをしたいと思います。

◎菊地康雄議長 浜田町長。

[浜田正利町長 登壇]

◎浜田正利町長 長野議員のご質問にお答えいたします。

平成31年度の予算の重点施策につきましては、これまで同様、町づくりの基本であります第8期総合計画をベースに、三世代のつどうまち「第4章」の公約実現に向け、「活性化」、「協働」、「安心・安全」、「人づくり」の4つの柱と「16の重点施策」について、具体的な取り組みを推進してまいりたいと考えております。

また、開拓120年の節目の年であることから、9月7日の記念式典をはじめ、各種記念事業を予定しております。

まず、予算規模であります、予算編成作業が始まったばかりであります、現段階では一般会計で73億円前後を考えております。

早期整備が必要と考えている事業につきまして、何点かご説明いたします。

長野議員からもありました、それから子ども議会でも質問もありました、新得小学校の大規模改修については、平成31年度を初年度として大規模改修を進めていきたいというふうに考えております。

また、人口問題とも通ずるものがあるんですけれども、産業担い手対策という観点か

ら、担い手の確保や育成に資する賃貸住宅の建設につきまして、早期完成を目指して支援していきたいというふうに考えております。

消費税の対応をお話しさせていただきます。2019年10月に8パーセントから10パーセントへ改正予定となっておりますので、基本的には消費税は公共料金へ転嫁すべきとの考えを持っております。

しかし、平成27年度に町民のかたがたによる「公共料金の在り方委員会」でご議論いただいた結果があります。その中では消費税アップ分を転嫁するだけではなく、施設やサービスごとの行政コストの観点から、公共料金の見直しを提案されております。

今後は、受益と負担の在り方、社会情勢等々を踏まえ、実施方法や時期についてなるべく早い段階で方向性を出していきたいというふうに考えております。

厳しい財政状況ではありますが、必要性や緊急度に基づきまして、総合計画、財政管理計画登載事業などを優先順位の位置付けのもと、予算編成を進めていきたいというふうに考えております。以上であります。

[浜田正利町長 降壇]

◎菊地康雄議長 1番、長野議員。

◎長野章議員 答弁をいただきました。まず、消費税関係なんですけれども、今、町長が言われたように、27年度に町民のかたによる公共料金の在り方が検討されたというふうに思っております。やはり10パーセントというのがかなりきつものになるかなというふうに思いますので、公共料金に転嫁すべきという考えもあるようなんですけれども、ぜひ、もう少し検討していただいて、消費税が全体的にはどうしても必要なのかなというふうに私は思っています。

ただ、国の使い道として、やはり介護だとか、福祉だとか、そういったほうに全額向くような、そういう10パーセントでなければ、私はやはり反対だというふうに思うんですよね。

ですから、本町においても公共料金、今の料金で安いとか高いとか、いろいろあると思うんですけれども、たぶん水道料金や何かも5年ごとに見直しを図るといのがあったかというふうに思うんですけれども、そういった中で見直しをしていながら、消費税には手を付けないほうがいいのかというふうに思いますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

それで、重点施策なんですけれども、あまり認識的には私は変わっていないのかなと思うんですけれども、人口問題ですよね。やはりもう6,100人ですか、ひょっとしたらもう来年にはたぶん6,000人を切ってしまうような状況なのかなというふうに思いますので、やはり何かみんなして知恵を出して考えていかなければならないと思っています。

来年120年ですけれども、120年の事業だけではなかなかやはり人口問題というのは解決しないかなというふうに思いますので、120年も1つのあれとしては必要なのかなというふうに思いますけれども、町長も言いましたように、産業の振興をどう図っていくかということで、やはり考えていかなければならないと思います。

人口問題で産業振興もあれですけれども、住宅を整備していくということですから、そういった中でどのくらい効果が上がるか分かりませんが、やるとなったらもう少し早い、いつも言うのですけれども、やはり早め早めに手を打っていかないと、なかなか解決しないのではないかなというふうに思いますので、ぜひ早めの検討をして、やはり産業振興につながるようなものを予算化していくというのが必要でないかなというふ

うに思っておりますので。

まだ、73億円でつかみかなというふうに思いますので、その予算をどういうふうに使っていくのかということは、今後の問題なのかもしれませんが、総合計画などを含めて、町長の公約もありますし、ぜひ公約実現というか、早い時期に実現できるような予算編成を希望したいというふうに思いますので、再度、その辺の考え方があれば、お伺いをしたいと思います。

◎菊地康雄議長 浜田町長。

◎浜田正利町長 お答えいたします。まず、最初の消費税の問題からいきます。

われわれの立場でいきますと、町民のかたに負担をお願いするというのは、われわれ自らやはり行政コスト全般きちんと把握した上で努力した結果、消費税も含めて負担をお願いするというのが、この間、職員の中での議論のポイントになっていますので、必ずしも単純にはそういう判断をするつもりはありません。

しかし、今の段階でどうする、こうすると、ちょっとなかなか明言できないんですけども、その負担の在り方というのは、あらためて見直した中で方向性を出していきたいというふうに思っています。

その上で、議員のほうから消費税全般の用途についてありましたけれども、私も社会保障含めて、国民の生活の中でやはり安心安全が担保されるような用途というのは、私も望むところであります。

この間もいろんな立場、時間の中で、そういう発言をさせていただいておりますので、これからもそういった中で発言させていただきたいなというふうに思っています。

次に具体的な予算の中で人口問題、切り口ありました。確かに、産業の振興というのは、私はやはり絶対条件だというふうに思っています。これを念頭に置きながら、この間、お話ししているとおり、まちなかの空き地対策という中で、私が思い付くのはやはり住宅政策しか、ちょっと今、思い付かないので、そういった観点から人口問題というのを取り組んでいきたいなというふうに思っております。

それから120年の話もありました。120年の1つの大きな目的というのは、やはりこの間の先人のかたがたに対する感謝が一番大きいというふうに思っています。その上で、次にどうつなげるかというのが、われわれの知恵の出どころというふうに思っていますので、町民のかたがたと一緒になって120年というものを意識した中で協力していただきたいなというふうに思っています。

それから、早めの対応というのがありました。話は分かりました。その上で、私の立場、アクセルを踏む人間とブレーキを踏む人間と2つあります。なるべくそういった中で、将来の財政負担というのもどうしてもやはり考えていかないとならないのも現実ありますので、少しでも長野議員のお話しに期待に応えられるように努力していきたいというふうに思っております。以上であります。

◎菊地康雄議長 1番、長野議員。

◎長野章議員 再々質問になるかと思えます。

消費税の関係は分かりましたので、よく検討いただければなというふうに思っています。

今も産業振興という話もありましたけれども、ではどういったものをあれすれば振興につながるかということは、これはやはりみんなして考えていかないとならないかなというふうに思っています。

私は自分なりにやはり新得は第1次産業ですから、そういった中で、産業振興につながるものをやはり発掘していくというか、よそから来た人たちの意見を聞きながらというのもまた1つの方法かなというふうに思っていますし、新得にどういう産業がいいのかというのは、これは私も考えていかなければならない問題なのかなというふうに思っています。

早め早めというふうについていつも言うわけですがけれども、やはりなんとなく遅いというか、町長がアクセル踏む人とブレーキ踏む人と。私は町長はアクセル踏むほうでいいと思うんですね。そして、われわれがブレーキになるのか、職員の人ブレーキになるのか、それはそのときによって考えるべきであって、やはり町長はこれで新得の町をこういうふうにしていくという考えがあれば、私は手いっぱいアクセルを踏んで、そして、それに向かっていくべきでないかなというふうに。そこには予算だとかそういったのは当然絡んでいきますから、なかなかいっぱいにアクセルは踏めないのかもしれないけれども、ぜひ考えて、これでいくというふうなものがあれば、やはり一緒にやればなというふうに思っていますので、あまりブレーキばかり足を乗せないで、アクセルのほうに足を乗っけて進めていただければなというふうに思っています。

この後もいろいろな議員からいろんな政策が出てきますし、ですからあまりあれですけども、絶対的に私は遅いというふうに思っています。1つの例を言えば、駅前をどうするのかというのを含めて、これは私の項目でないですから、そんなことは言えませんが、そういったことがあって、ぜひもう少し早い決断を、町長に苦言というところまでいきませんが、お話しをさせていただいて、1項目目を終わりたいと思います。

◎菊地康雄議長 浜田町長。

◎浜田正利町長 アクセルを意識しながら、小粒な町長にならないように努力していきますので、よろしくどうぞお願いいたします。

◎菊地康雄議長 1番、長野議員。

◎長野章議員 それでは、2項目目の役場庁舎改修関係の状況はということでお伺いしたいと思います。

私が一般質問を出した後に新聞報道がありまして、非常に詳しく新聞に載りましたので、今日、議員の皆さんもそうですし、傍聴の皆さんもほぼ中身については分かっているかなというふうに思っていますけれども、再度、もう少し細かく私もお伺いしたいと思いますので、ご答弁をお願いしたいと思います。

## 2. 役場庁舎改修計画の状況は

私は、平成27年12月に庁舎の耐震化の見通しについてお伺いしました。その際、「住民生活に関わる施設が計画されているので、その中で優先順位を考慮すべきであり、補強しても数年後には建て替えも考えなくてはならない」との答弁がありました。これは今の建物が耐用年数70年ということですから、もうあと40年ぐらいたら全面的に立て直しをしないとしないのは、例えば改修をしてもということだったので、それでは早く改修したらどうかという、そのときにもそういう話をさせていただきました。

その後、庁舎内の検討委員会、町民による検討委員会も設置され、検討状況について以下3点とありますけれども、この間の道新さん、それから勝毎さんに詳しく載ったわけですが、私はあらためてさきほども予算の関係でお話ししましたが、やはり遅い。もう少し早めに、どうしてもやらないとしないことだと思えますし、震度

6で倒れるということですから、震度6が絶対来ないなんてことは言えないと思うんですよね。

それから、熊本地震でもよくテレビなどで出ますけれども、やはり庁舎が崩壊して外で災害対策をしないと行かないという、そういうところもあるわけですから、そういったことを考えると、うちの町もやはりやるべきことはきちっとやらないと行かないのではないかなというふうに思いますので、以下3点についてお伺いを。

まず、立て替えの年度はということ、2022年というふうに載ったかと思いますが、あとは改修規模の面積、掛かる費用、22億円掛かる、そういうふうに載ったかと思いますが、問題は建て替えの場所をどういうふうに検討されたのか。また、検討されてある程度見えているのかどうなのかについて、お伺いをしたいと思います。

◎菊地康雄議長 浜田町長。

[浜田正利町長 登壇]

◎浜田正利町長 長野議員のご質問にお答えいたします。

役場庁舎改修計画の状況につきましては、長野議員からありましたように、平成27年12月に議員のほうからも質問ありました。それ以降、ほかの議員からも同様の質問をいただきました。庁舎内で検討を進めてきました。結果、建て替えの方向が出されたところであります。

その後、昨年12月には公募、それから有識者のかたがたによる町民検討委員会を設置しまして、改修もしくは建て替えについてご議論をいただきました。結果、建て替えに向け議論を進めるとされたことから、建設基本構想案のたたき台となる基本構想素案をご検討いただいたところでもあります。

委員の皆さんには、この間、視察をはじめ精力的にご議論をいただきました。あらためてこの場をお借りしまして、お礼申し上げたいというふうに思っております。

なお、今月12日に委員会より新得町役場庁舎建設基本構想素案としてご報告をいただいたことから、素案内容に基づきまして、建設基本構想の作成に向け取り進めていきたいというふうに考えております。

なお、建て替えの年度、規模面積、改修費用、建設場所につきましては、ご報告いただいた素案によりますと、建て替え年度は4年後の2022年度に着工し、翌年度完成であります。

(発言の訂正)

規模面積につきましては、可能な限り木材を取り入れた建物として、2階建て、延べ面積2,600平方メートル程度であります。

改修費用は、今後の資材費や人件費が想定できないところがありますが、現時点では、設計、建設、外構、解体等の金額として、約21億円程度であります。

建設場所につきましては、経済性や利便性の観点から現庁舎南側とされております。

なお、委員会からは平成28年度の災害の教訓から、中新得川の河川改修を含めた浸水対策を十分取ることを求められております。

今後につきましては、スピード感を持った中で、役場庁舎建設に向け基本構想素案をもとに議論を深めていきたいというふうに考えております。以上であります。

[浜田正利町長 降壇]

◎菊地康雄議長 1番、長野議員。

◎長野章議員 ご答弁いただきました。庁舎改修に係る、私も平成27年からずっといろ

んな形で関心を持ってきたわけですがけれども、やはり残念なのはさきほどのお話しじゃないですけれども、どうもスピード感がない。たぶん助成制度があったのでないかなというふうに思うんですよね。今、やろうとしているほかの町、中札内ですとか大樹、そういうところでは、やはり早めにこの施設では難しいという検討から、庁舎の改修を検討されたと思うんですけれども、わが町もやはりそういうことは分かっていたというか、27年からですからそこから検討しても間に合わないのかもしれないけれども、しかし、やはりもう少し早く検討すべきであったのでないかなと。制度を利用できなかったというのが、ちょっと残念な結果でないかなというふうに私は思っています。

ですから、今、町長もこれからはスピード感を持ってということですから、それ以上のことはお話ししませんけれども、ぜひ早急に検討していただいて、たぶん何か災害、災害があってはなりませんけれども、災害があったときには、庁舎が避難場所なり、やはり災害対策本部というふうになるわけですから、そういった中では十分機能できる庁舎をやはり考えていかなければならないのでないかなというふうに思いますので、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

検討委員会からそういう内容をいただいたということですから、あとは基本構想をどういうふうにするかということですがけれども、この基本構想については、庁舎内なのか、あらためて委員会を設けるのか。それとも新聞にも書いてありましたように、パブリックコメント、町民の皆さんの意見を聞いて、それをまとめてそういうふうにしていくのか。いずれにしても、ちょっと時間の掛かることなのかなというふうに思いますので、ぜひスピード感を持ってやっていただければなというふうに思います。

中新得川のお話しもありましたので、現在のところにやはり設置するのであれば、中新得川の問題というのは絶対解決しないといけないというふうに思うんですよね。ですから、まずは中新得川をどうするかということをお早急に考えていただいて、それが同時進行になるかと思っておりますけれども、それで庁舎を検討していくというようなことで、ほかの施設も含めてなかなかここからは離れられないのかなというふうに私は思うわけですが、バラバラになってもいいんじゃないかという人もいるかもしれませんけれども、やはり公民館があり、消防署があり、なごみがあるというような状況からはこの辺が、委員会でもそういう意見だったというふうに思うんですけれども、私もなかなかここからは離れられないということになれば、中新得川の改修というのは絶対必要なのかなと。やはり庁舎が水に漬かるようでは、これはどうにもならないわけですから、ぜひそういった面で各関係機関とお話しを進めていただいて、早期に着工できるように要望したいと思います。以上で終わります。

**◎菊地康雄議長** 浜田町長。

**◎浜田正利町長** お答えいたします。スピード感の話があったので、あえて発言させていただきますけれども、私は庁舎というのは町民の皆さんがたのやはり生活を最優先にした中で予算編成を進めるべきだという立場でありまして、結果、私は庁舎はいつでもいいというのがこの間の持論であります。ぼろになっても私は使えるという立場でいました。それが結果的にスピード感がなかったことにつながっていると思っています。

しかし、やはりきっかけは平成28年の災害というふうに思っております。ああいう状況の中で庁舎としての機能が十分果たせなかったという、そういう反省もあります。老朽化も含め、耐震も含め、そういったことが背中を押す1つの大きな要因になったなというふうに思っていますので、そういった意味では、これからやはり議論というのは早

めに深めていきたいなというふうに思っております。

また、財源対策の話がありました。確かに財源対策は必要なことだというふうに思っております。今回の総務省での財源対策というのはさらに延長していただくようにこの間要望もしてきていますので、それに沿うように努力していきたいなというふうに思っています。

また、中新得川、議員からもありましたとおり、そのとおりだというふうに私も思っておりますので、内部でどんな対応ができるか、検討を進めていますので、それについても、どちらが先かというのはちょっと難しい部分もあるんですけども、庁舎については委員会の報告について最大限尊重した中で対応していきたいというふうに思っております。以上であります。

◎菊地康雄議長 1番、長野議員。

◎長野章議員 ぜひ、スピード感を持って安全な庁舎を早く設置していただくように要望して終わりたいと思います。

[長野章議員 降壇]

◎菊地康雄議長 4番、佐藤議員。

[佐藤幹也議員 登壇]

◎佐藤幹也議員 通告にしたがって、2項目について質問いたします。まず1項目目、サホロリバーサイド運動公園陸上競技場の使用についてです。

#### 1. サホロリバーサイド運動公園陸上競技場の使用について

来年4月に完成する運動公園の全天候型陸上競技場は、スポーツ合宿誘致の環境整備の一貫、また、子どもからお年寄りまでの幅広い年齢層の町民に対しての健康づくりに寄与する目的として建設されたと思いますが、次の点についてお伺いします。

1. スポーツ合宿誘致開始時から現在までの受け入れ団体数および人数について
2. 町民に対しての利用計画について

以上、2点お伺いいたします。

◎菊地康雄議長 武田教育長。

[武田芳秋教育長 登壇]

◎武田芳秋教育長 佐藤議員のご質問にお答えいたします。

本町では、平成4年からスポーツ合宿誘致に取り組み始め、平成7年に町、教育委員会、商工会、町内の宿泊施設関係者などで組織する「『しんとくスポーツ合宿の里』事業推進委員会」を設置し、官民一体となった誘致・受け入れ態勢を整えました。

平成7年から、神戸製鋼や大塚製薬といった実業団陸上競技部の受け入れが始まり、平成12年以降、他町村にはない全面芝のランニングコース整備が功を奏し、来町するチームが徐々に増え始め、道内における合宿地の1つとして定着し、現在に至っております。

ご質問にあります、1点目の合宿受け入れ団体数および人数の推移について、陸上競技団体に限ってお答えさせていただきますが、受け入れを始めた平成7年から10年までは多い年で3団体、約60名程度でしたが、平成11年から16年にかけては4から5団体で、約100名前後に増え、ピーク時は平成18年の10団体、約220名となっております。その後、平成28年までの10年間では平均して6から7団体、約170名程度の人数で推移しております。

今後の受け入れ計画でありますけれども、新たに整備する陸上競技場を活用していただくため、これまで合宿に来ていただいている実業団をはじめ、短距離や中距離のトラック競技を行う実業団を新たに誘致するとともに、8月下旬から9月にかけて合宿を行っている大学陸上部の誘致についても積極的に進めていきたいと考えております。

次に2点目の町民に対しての利用計画でありますけれども、これまで既存の陸上競技場で開催していた各種大会、陸上教室などは、引き続き新しい競技場で開催することになると考えております。

町民大学では、陸上教室以外の運動系講座においても、活動メニューに応じて可能なものは有効に活用していきたいと思っております。

また、新しい競技場は芝生ランニングコースに接続しておりますので、これまで健康保持などのため、個人で芝生のコースを利用されているかたをはじめ、多くの町民の健康増進などにも広く活用していただけるようピーアールしていきたいと思っております。

そのほか、現在、本町で開催しております北海道中学校駅伝競走大会や、町内外の競技団体が主催しておりますマラソン大会や駅伝大会、西部十勝陸上競技大会などでも利用していただくよう働き掛けていきたいと考えております。以上であります。

[武田芳秋教育長 降壇]

◎菊地康雄議長 4番、佐藤議員。

◎佐藤幹也議員 1回目の再質問になります。

合宿の誘致、競技場の町民の利用についてご答弁いただきましたが、新しい競技場の必要性をそれほど感じません。

スポーツ合宿の誘致が町、地域にどう貢献しているのでしょうか。団体数や人数も近年は減少傾向にあります。推進委員会はこういった役割を果たしているのでしょうか。実際に問題や反省点、方向性など議論されているのでしょうか。再度、お伺いいたします。

また、町民の利用計画であります。既存の競技や取り組みが新しい競技場に移行しているに過ぎない。必要性が感じられません。

現在、少年団、中学校の部活など、陸上を行う場というのが町民大学の年間数回といった程度であります。将来、陸上競技を子どもたちが続けられるようにこれを機に陸上の指導者を行政側で確保し、指導を行ってはどうでしょうか。

また、多くの町民が集い、健康促進や地域住民のコミュニティにつながるような企画をしてはどうでしょうか。例えば、町長が進める「三世代のつどう町」、三世代がつどう町民運動会など、どうでしょうか。

過去に町民運動会が開催されておりましたけれども、これが行われなくなった理由の1つとして、参加人数が少なくなって選手を集めるのにたいへん苦労したという経緯もあります。これを今の時代だからこそ行うべきではないかなと私は思います。参加人数や競技の種目などを子どもからお年寄りまでできるようなものを企画して、これを行って、その後に交流会を行うというようなことはどうでしょうか。

町民に対して有効的かつ継続的に活用する企画を取り組むことに期待したいと思っております。以上、お伺いいたします。

◎菊地康雄議長 武田教育長。

◎武田芳秋教育長 お答えいたします。1点目の合宿の里の関係でありますけれども、

合宿の里の誘致、町にどのくらい貢献しているのかという話がありましたけれども、今まで20年以上にわたって、陸上競技団体だけでも1万9,000泊を超えているというような状況でありまして、年間にすると約1,000名近くが宿泊しているということで、相当、町の経済効果はあったのかなというふうに思っているところであります。

そして、来年から、今、行っているランニングコースの災害復旧工事が完了しますので、それに加えて全天候型の陸上競技場ができます。北海道のどの合宿地よりも素晴らしい、充実した施設がこの新得町にあるのかなというふうに思っていますので、今後はそうした充実したスポーツ環境を道内外にピーアールして、合宿する団体などを今以上に増やして、さらに経済の活性化につなげていけるというふうに思っているところであります。

そしてまた、合宿に来た選手が将来、全国大会だとか、世界大会、そしてオリンピックで活躍して、新得町をアピールしていただければ本当にありがたいなと思いますし、新得町にとっても有意義であるのかなというふうに思っているところであります。

それから、推進委員会についてということがありましたけれども、合宿の誘致による地域の活性化のため、情報共有も図っているところでありますけれども、課題としまして、宿泊施設のやはりキャパが少ないということもあって、どうしても実業団の合宿時期が重なったりして、宿泊場所の調整に苦慮している、そんな状況があります。

あらためて新しい施設もできましたので、課題についてそれぞれ協議を進めて、委員会の中でも連携を図っていければというふうに思っているところであります。

次に2点目の町民の利用計画でありますけれども、さきほどお話しした以外にまだ具体的にありませんけれども、議員からさきほどありました子どもから高齢者の三世代のごとうイベントだとか、コミュニティのイベントなどを考えたらいいのではないかと話がありましたけれども、具体的にはちょっとまだ言えませんけれども、今後スポーツ推進委員の皆さん、それから関係するかたがたの意見を聞きながら、どんなイベントができるか、協議しながら実現可能なものにつきまして、取り組んでいければというふうに思っています。

なお、来年、新得町開拓120周年でありますので、その記念事業として町民を対象にスポーツイベントを今、考えているところであります。

それからまた、陸上はどんなスポーツをするにも体幹の保持など基本となるスポーツでありますので、本当に地域の子どもたちには陸上に取り組んでほしいなと思いますし、教育委員会としても推進していければというふうに思っております。

また、その上で、さきほど指導者の話が出ましたけれども、陸上の指導も含めて広く町民のスポーツの振興とか、スポーツ合宿の里事業の推進などに携われるような人材としてどのように確保できるか、具体的には検討しているところであります。

いずれにしましても、新しい陸上競技場ができますので、その活用について整備した目的達成のために取り組んでいきたいと思っております。以上であります。

◎菊地康雄議長 4番、佐藤議員。

◎佐藤幹也議員 2回目になります。いずれにしても、7億数千万円を掛けての施設であります。町の経済や町民にとって有効的な施設であるように期待したいと思います。以上で終わります。

◎菊地康雄議長 武田教育長。

◎武田芳秋教育長 さきほどもちょっと話したんですけれども、全道的にほかにはない

施設でありますので、その環境を道内外にアピールして、多くの団体に利用していただき、そして、地域経済の活性化を図っていききたいなと思っていますし、町民のかたがたをはじめ、西部十勝、それから十勝管内のかたがたにも広く利用していただき、将来は陸上で活躍できる子どもたちを育成したいなと思っています。以上であります。

◎菊地康雄議員 4番、佐藤議員。

◎佐藤幹也議員 2項目目に移りたいと思います。小中一貫教育、義務教育学校の推進進捗（しんちよく）状況について。

## 2. 小中一貫教育、義務教育学校の推進進捗状況について

私は過去に二度、小中一貫教育、義務教育学校の設置についての一般質問を行っておりますが、地域の実情にあった形で推進していくとの答弁をいただいております。

そこで、現在の推進の進捗（しんちよく）状況をお伺いいたします。

◎菊地康雄議長 武田教育長。

[武田芳秋教育長 登壇]

◎武田芳秋教育長 佐藤議員のご質問にお答えいたします。

小中一貫教育・義務教育学校の設置に関しましては、これまでも調査研究を行っていく旨のお話しをさせていただいており、現在も検討を進めているところでありますが、具体的な導入の見通しは立っていないのが現状であります。

小中一貫教育では、義務教育9年間の教育目標や系統的な教育課程の編成などにより、児童生徒の状況に応じた切れ目のない連続した成長を促すことで、目指す子ども像や学力アップ、教職員の資質向上などにつながるメリットがあるものと認識をしているところであります。

導入にあたっては、現状の小学校と中学校の形から転換していくことの目的や効果が、児童生徒にとって現状維持や統合などの学校の在り方よりもそれ以上にベターであることや、小中の連携が円滑に進められる環境にあることなどが1つの要素と考えており、さらに研究を進める必要があると思っております。

その上で、これからの進め方といたしまして、来年度から学校運営協議会制度、いわゆるコミュニティスクール制度の導入を予定しており、それを機会に小中一貫教育を含めた学校の在り方について、議論を進めていければと考えております。以上であります。

[武田芳秋教育長 降壇]

◎菊地康雄議長 4番、佐藤議員。

◎佐藤幹也議員 1回目の再質問になります。

ご答弁いただきましたが、進捗（しんちよく）状況からすると、ほとんど進展していないと受け止めていいのでしょうか。小中一貫については、昨年、2022年度をめどに進めていく、義務教育学校の設置については校区に合った形で整理できたところから進めていくと答弁いただいております。

最初の私の一般質問からすでに2年経過しておりますが、この2年間で何を研究して、その結果、どう進めてきたのか。また、さらに研究して、どう進めていくのか、お伺いします。

ゴールのないマラソンは最終的にはつぶれてしまいます。ゴールを定め、スピード感を持って進めるべきではないでしょうか。以上、お伺いします。

◎菊地康雄議長 武田教育長。

◎武田芳秋教育長 お答えいたします。小中一貫・義務教育学校に関するこれまでの取

り組みでありますけれども、小中一貫教育についての制度を含めた情報収集のほか、推進に向けた資料づくり、それから内部協議、学校長との打ち合わせ、そして先進地への視察、小中一貫に関する講演会の参加などを行ってきておりました、それらを参考に基本方針のたたき台の検討を進めてきたところであります。

しかし、学校の形態を変えていくということは本当にたいへん重要なことですので、現状の小中学校の状況がどうであるのか、それから小中一貫教育・義務教育学校への移行が児童生徒の現状に適しているのか、または保護者、それから地域のかたがたの思いはどうか、そんな要素を把握する必要があると思っておりますので、今後そうした部分なども検討していきたいなというふうに思っています。

その1つのきっかけとして、学校運営協議会の設置と思っております。さきほどもお話ししましたがけれども、そうした場で小中一貫教育について議論が深まり、取り組んでいければというふうに考えているところであります。

議員のほうからスピード感を持ってというお話がありましたけれども、今後も十分な準備も必要と思っておりますので、慎重に進めていきたいなというふうに思っております。以上であります。

**◎菊地康雄議長** 4番、佐藤議員。

**◎佐藤幹也議員** 2回目の再質問になります。

十分な議論、慎重にという答弁でございますが、私は11月に白糠町の庶路学園を訪問しました。庶路学園は今年度、義務教育学校として開校された学校であります。山を切り開いて、海拔30メートル位置に建設され、災害時の避難所の拠点としての機能も備え、子ども学園も併設されていて、素晴らしいコンセプトのもと、建設されている学園であります。

そこで、校長先生と副校長先生に義務教育学校のメリットを伺ったところ、たくさんあるけれども、中でも小学1年生から英語を教科として取り入れているということ、5年生から教科担任制を取り入れているということ、教員のスキルアップも図られ、子どもたちは確実に学力アップにつながるということでした。

開校までにはたいへんな苦労もあったそうですが、地域のかたたちが全面的にバックアップしてくれたと話してくれました。

私はこの訪問で、あらためて義務教育学校の設置を推進すべきだという実感を得ました。子どもにとって、1年、1年はたいへん大事です。1年生が10年かかってしまえばもう高校生になってしまうわけです。大人の5年、10年とはちょっと違うのかなというところでもあります。

やる、やらないの結論を早急に打ち出し、やるのであれば、さきほどからも申し上げておりますけれども、スピード感を持って取り組んでいただければというふうに思います。以上であります。

**◎菊地康雄議長** 武田教育長。

**◎武田芳秋教育長** お答えいたします。佐藤議員の思いを本当に理解するところであります。

ちなみに北海道内の小中一貫教育の導入状況を調べたんですけれども、道内、平成30年4月現在ですけれども、小中一貫教育を導入している市町村が17市町村あって、そのうち30校の中学校が小中一貫教育を導入して、そのうち義務教育学校が5校という、そんな全道的な状況になっております。

そして、十勝管内でも帯広も含めて、今、結構多くの市町村が小中一貫教育を検討している、そんなところでもあります。

しかし、やはり一番大切なのは、児童生徒にとってどのような学校の在り方が一番いいのかと思っておりますので、さきほどもちょっとお話ししましたがけれども、コミュニティスクールでの学校運営協議会の中で、保護者、それから学校、地域の皆さんで、その地域にあった学校の在り方を議論していただいて、地域性などを見極めながら合わせて研究を進め、地域ごとに条件が整い、そして合意形成が図れた時点で、導入を進めていきたいなというふうに考えているところでもあります。以上であります。

[佐藤幹也議員 降壇]

---

◎菊地康雄議長 暫時休憩いたします。11時5分までといたします。

(宣告 10時55分)

◎菊地康雄議長 休憩を解き再開いたします。

(宣告 11時05分)

---

◎菊地康雄議長 3番、湯浅佳春議員。

[湯浅佳春議員 登壇]

◎湯浅佳春議員 私からは新規就農対策の見直しについて、町長の考え方をお伺いいたします。

### 1. 新規就農対策の見直しについて

常日頃町長は、農業組織のあいさつの中で、「新得町の基幹産業は農業である」と常に言ってくれています。私たち農業者もそれなりのプライドを持って営農に励んでいます。実際、農業生産額も右肩上がり伸びてはいますが、しかし、町内の農家戸数は十数年前と比べて、畑作、酪農とも50戸以上あったのが、今は合わせて80戸を切っているのが現状です。このまま対策をせずにいると、10年もするとさらに20戸くらいは減ってしまうのではないかと、大きな危機感を持っています。

事実、この十数年で新規就農者は3件程度しかいません。この現実に対し、町長はどのように感じているのか、次の2点についてお伺いいたします。

1つとして、新得町には「農業担い手確保支援協議会」という組織が平成22年に設立され、「町内の団体関係機関等で新規就農者の支援体制を構築し、安定的な農家戸数の維持と地域コミュニティの活性化を図ることを目的とする」ということで設立されていますが、その実態と活動内容についてお知らせいただきたい。

2つ目、新得町の新規就農対策は平成12年に制定され、20年近く見直されていませんが、その中でも酪農支援策の1つに、搾乳牛を10頭無償で譲渡し、3年以内に子牛を返済するという、ほかの町でも例を見ない素晴らしい事業もありますが、全体的には時代遅れで現実的でないものもあります。現状にあった内容に見直す予定はないか。この2点についてお伺いいたします。

◎菊地康雄議長 浜田町長。

[浜田正利町長 登壇]

◎浜田正利町長 湯浅佳春議員のご質問にお答えいたします。

冒頭、危機感というお話しがありました。危機感を持っているという立場で答弁させていただきます。

1点目の「農業担い手育成確保支援協議会」についてですが、支援協議会は、農業後継者の定着や新規就農者を確保することで、安定的な農家戸数の維持と地域コミュニティの活性化を図ることを目的にして、JA新得町をはじめとする農業関係機関・団体および受け入れ農家等により組織し、事務局はJA新得町が担っております。

協議会の具体的な事業につきましては、農業後継者を含む新規就農を目指すかたの募集や受け入れ、実習先の確保、指導、就農地のあっせんや担い手の育成・確保の検討、新規就農者の認定および資格取得費の一部助成などを行ってきております。

最近の主な活動内容としては、新規就農希望者への就農相談やピーアールの推進のため、「新・農業人フェア」への出展や農業関係学校への学校訪問による研修生等の募集活動を実施してきております。

2点目の新規就農対策についてであります。平成12年に新たに農業を営もうとするかたへ支援することによって担い手を確保し、農業の振興と農村地域の活性化を図るため「新規就農者支援育成条例」を制定し、新規就農者への支援を行ってまいりました。

具体的には、町内において農業実習等を2年以上行うことや年齢、経営規模など、一定の条件により、新規就農一時金として、畑作・肉牛経営には年100万円を3年間、しいたけ経営には年50万円を2年間補助、酪農経営には搾乳牛導入支援として搾乳牛10頭を無償譲渡し、3年以内に同頭数の雌のヌレ子を返納していただく制度となっております。

また、新規就農資金の貸し付けとして、野菜・しいたけ経営には300万円、畑作経営には500万円、酪農・肉牛経営には1,000万円を限度として、無利子による貸し付けを行っております。

さらに、農地保有合理化促進事業および農場リース事業等により貸し付けを受けたかたには、賃借料の3分の1を年70万円を限度として5年間補助するといった支援内容となっております。

これらのことにより、これまでの支援実績としては、野菜経営が1件、酪農経営が4件、肉牛経営が2件、しいたけ経営6件となっており、合計で13件の支援実績となっております。

このうち残念ながら4件が離農し、また、ここ10年間の就農は、2件にとどまっております。

農業は町の基幹産業の1つであります。その振興発展のためには、一定程度の農家戸数が必要であり、既存農業者の経営安定はもとより、新規就農者の育成、確保も重要な事項と認識しております。

時間の経過の中で支援内容について、見直しの必要があるものについては、関係機関とも相談をしながら対応をしていきたいというふうに考えております。以上であります。

[浜田正利町長 降壇]

**◎菊地康雄議長** 3番、湯浅佳春議員。

**◎湯浅佳春議員** 二度目です。10月に産業文教常任委員会の所管事務調査において、新規就農の先進地である浜中町と別海町の取り組みを研修させていただきました。両町の取り組み、手厚い支援、研修内容には本当に驚かされました。確かに両町と新得町の地域的な事情は大きな違いはありますが、一概には比べられないかもしれませんが、今でも全国的には新規就農希望者はまだまだたくさんいるようです。彼らはまずネットで各町村の取り組みや支援内容を比べて、条件のいい町村を選択するようです。実際に別海

町、浜中町では、希望者がたくさんいて順番待ちをしているというのが現状だそうです。

今、町長からお話しのあった新得町の内容では、なかなか選んでもらえないのが現実だと思います。それでも幸いというか、たまたまなのか、今、新得町に畑作、酪農、肉牛とそれぞれ1戸ずつ新規就農に向けて動き始めているかたがいて聞いています。そのほかにも酪農希望者がいるようです。なんとか彼らが夢と希望を持って、新得に定着していただけるような支援策を見直してほしいのです。

それで、私からの提案として、受け入れ支援協議会の実態ですけれども、この会の目的というのは、さきほどから言われているように、素晴らしい目的があるわけですが、果たして新規就農を目指すかたの募集や受け入れ、実習先の確保や指導、農地のあっせん、担い手の育成等について、積極的に検証されているのか、ちょっと疑問に感じています。

町内には、高齢により後継者もおらず経営を中止せざるを得ないかたがたが結構たくさんおられます。なおかつ大規模経営のかたも数人いらっしゃいます。農協をはじめ、各関係機関と連携して、この受け入れ先の状況、情報を共有し、早急に対策を検討しなければならないと思います。この事業を始めるための、これは大事な入り口だと思います。

そして、支援策として農地や施設の増改築のリース事業、借入金の枠の拡大、生活支援の充実、加えて住宅の問題など、大きな見直しが必要と思われます。積極的に進めていただきたいのですが、いかがでしょうか。

それと併せて、移住定住対策にもなると思うんですが、新規就農基準を緩和して、ハウス栽培や園芸農家、しいたけ栽培など、小規模でも参入しやすい、そういった環境づくりも進めてほしいのです。そして、兼業農家でも歓迎してはどうでしょうか。特にしいたけ栽培については、森林組合とも協議して条件整備をしてほしいものと思います。いかがでしょうか。お願いします。

**◎菊地康雄議長** 浜田町長。

**◎浜田正利町長** まず、新規就農という切り口だけをいけば、臨むところでありまして、どんなことが課題としてあって、どうクリアしていけば新規就農に結びつくのか、そういったものをあらためて考えてみたいというふうに思っています。

その上で、われわれの立場というのは、経営という意味でいくと、素人であります。ぜひ新規就農者としてその人がふさわしいかどうかと、なかなかやはり判断できない部分もあるので、これはやはり専門家のかたがたに十分その辺は連携を取った中で、判断していかななくてはならないかなというふうに思っています。

その上で、われわれができるのはやはり環境整備しかないというふう思っています。その環境整備の中で、議員の思われていることと、われわれが現実にできることと一緒になるかどうか、今、ちょっと明言できませんけれども、繰り返しになりますけれども、新規就農については臨むところありますので、少しでもそういったことが成果として出るように努力していきたいなというふうに思っております。以上であります。

**◎菊地康雄議長** 3番、湯浅佳春議員。

**◎湯浅佳春議員** 具体的に何を变える、どうするという回答はいただけなかったのですが、さきほどの話と重複すると思うんですが、今、本当に高齢で続けることができない農家が数件います。こういった情報をしっかり役場も農協も関係機関も持って、その人たちをどうするのか、その人はどう思っているのか、それが新しく来よう

とする人とどこでマッチできるのか。こういったことというのは、やはり支援協議会、これは1年に数回やっていかなければ、1年に1回程度で、聞くところによると、ここで何をしているのかといったら、スクール生を見つけるのに一生懸命あっち行ったり、こっち行ったり、いろんなことをやったり、ヘルパーだとか、農業関連の従業員を探したりしているようですけれども、どうも新規就農者を積極的に探しているような会議になっていないのではないかとというのが本当に実感です。

ぜひ、そういった会議をしっかりと何度もやって、もしかしたらこれ、その該当農家から「お前ら余計なことするな」と言われるかもしれない。でもそれくらい一生懸命やって、初めてそういった方向が見えてくるのかなと思っています。そんなことでとにかくなんとか積極的によろしく願います。以上です。

◎菊地康雄議長 浜田町長。

◎浜田正利町長 実感できるように期待に応えるように努力するとして、今、現実言いようがないんですけれども、いずれにしても、事務方も議員から言われていることについて今、十分頭に入れたというふうに思っておりますので、あらためて関係する人たちとも十分連携を深めながら、議員の期待に応えられるように努力していきたいというふうに思っています。

あらためて、抽象的な答弁になってしまったんですけれども、今、答弁できるのはちょっと申し訳ないですけれども、これしか言えないということでご理解いただきたいなと思います。以上であります。

[湯浅佳春議員 降壇]

---

◎菊地康雄議長 9番、柴田議員。

◎柴田信昭議員 私から1点、ご質問をさせていただきます。未販売分譲宅地の今後の取り進めについてお伺いしたいというふうに思います。

### 1. 未販売分譲宅地の今後の取り進めについて

現在、未販売の分譲宅地は16区画あります。これは平成29年度末なんですけど、この通告書を出した後に、11月30日に1区画販売できたという話を聞きましたので、現在15区画かというふうに思います。

ここ数年、動きがなかった状況の中で、第8期総合計画の見直しの中で、宅地以外の用途にでも利用することを検討することになっていましたが、どのように検討されたのか。併せて次のことをお聞きいたしたいと思います。

宅地として整備したものが数年たった現在、多用途に販売することに何か制約があるのかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。それから、その空き地の現状の管理状況はどうなっているのか。そしてまた、今後の取り進めの考え方等をお伺いしたいと思います。

◎菊地康雄議長 浜田町長。

[浜田正利町長 登壇]

◎浜田正利町長 柴田議員のご質問にお答えいたします。

未販売分譲宅地の今後の取り進めについてでありますけど、まず現在、分譲区画が残っている4つの分譲団地の状況についてご説明いたします。

平成6年度に分譲開始しましたしらかば台団地につきましては、分譲区画60区画のうち、現在残っている区画は6区画となっております。なお、6区画の平均販売価格です

が、平成23年度に価格の改定を行っており、平成6年度当時は1平方メートルあたり約7,600円でしたが、現在は1平方メートルあたり約6,600円というふうになっております。今年度は1区画、販売をしております。

次に、平成12年度に分譲開始しました旧保健所団地につきましては、分譲区画4区画のうち、現在残っている区画は1区画であります。その販売価格は、1平方メートルあたり1万6,640円となっております。平成23年度以降は、販売はありません。

次に、平成13年度に分譲開始しました第2次の栄町団地につきましては、分譲区画25区画のうち、現在残っている区画は3区画であります。3区画の平均販売価格は、1平方メートルあたり約8,300円となっております。平成24年度以降は、販売はありません。

最後に、平成22年度に分譲開始しました屈足の第2次の新緑団地につきましては、分譲区画10区画のうち、現在残っている区画は5区画となっております。5区画の販売価格は、1平方メートルあたり1,730円となっております。平成27年度以降は、販売はありません。

以上、議員のほうからありましたように、15区画が現在残っている状況になっております。

販売されていない分譲地の利活用の検討につきましては、取り組みが不足している状況であります。

また、3点のご質問であります。1点目の多用途に販売することの制約につきましては、団地造成の際に補助を受けたり、地方債の借入れをしていることから、一定期間制限を受けますが、現在制限を受けているのは新緑団地のみであります。

なお、2025年度まで制限があります。

2点目の管理状況につきましては、環境の維持といたしまして年間2回の草刈りを実施しております。

3点目の今後の取り進めの考え方につきましては、定住につながる分譲地としての販売が第一であることから、価格を見直してまいりたいと考えております。

そのほか、さきほどご説明いたしましたとおり、新たな利活用についても検討していきたいというふうに考えております。以上であります。

[浜田正利町長 降壇]

**◎菊地康雄議長** 9番、柴田議員。

**◎柴田信昭議員** 今、町長から答弁がございましたように、それぞれ15区画の状況をお話しいただきました。

私なりに調査したところも含めて再質問したいと思いますが、しらかば団地については、今、お話しありましたように、平成6年に分譲開始して、24年、現在までたっているわけでございます。平成23年に12パーセントほど、ここは価格を引き下げております。それで、平米（平方メートル）単価今、申し上げられましたけれども、私は坪単価で調査したのですが、当初はだいたい平均して2万5,625円。現在、12パーセント引き下げて2万2,077円ということでございますが、最近、あの地域というのですか、本当にそばなんですけれども、民地が売買されました。この売買価格が坪5,777円で販売されております。そういう実態がございます。

それから、旧保健所跡は平成12年に分譲開始いたしまして、当時5万5,008円ですけれども、これは現在もその単価ということでございますが、これはこの近辺で取引された民地の事例でございますけれども、これはちょっと古いかもしれませんが、平成22年

でございますけれども、3万3,300円で取引されております。

それから、栄町団地は平成13年に分譲開始して、現在3区画残っておりますが、坪単価2万7,535円と。

それから、屈足の新緑団地は5区画で、22年に開始して、坪単価5,719円であります。

こういう実態なわけでございますけれども、未販売があるということは何年も資金を寝かしているということでもありますし、造成したときと社会情勢も大きく変わっていると思います。団地の中でも条件の悪い場所が残っていると思います。

町長も今の答弁で、価格の引き下げの検討するというようなお話しでございますけれども、相当思い切った値下げと、値下げもそうですけれども、条件も含めて改める必要があるのではないかというふうに思います。

売却することによって、これは言うまでもないんですけども、住宅を建設していただければ、土地、そこへ住宅を建ててもらって、固定資産税が徴収できますから、値下げ幅にもよりますけれども、値下げした分以上の増収も図られると、財務的にもそういったものが図られるのではないかなというふうに思います。

他の用途の検討もということですけども、これについては、菜園用に利用するとか、あるいは賃貸するとか、公共用に使用するとか、検討すべきでないかなというふうに思っております。

過去には分譲宅地は非常に区画、あるいは道路、街灯と整備され、非常にいいということで、価格もまた民地よりも安く、条件も良かったということで、分譲すると即完売されていた、過去にはそういうことだったわけでございますけれども、今は大きく状況が変わったと思います。まちなかに空き地、空き家がたくさんございます。

そういった中で、過去には民地よりも分譲地のほうが安かったから売買されたということですけども、さきほど話していただきましたように、実態の価格は本当に大幅に下がっております。ですから、分譲地のほうが高い状況の中では、なかなか販売するということが難しいのではないかなというふうに思いますが、その辺の認識、どういうふうに思っておられるか、町長のご意見をいただきたいと思っております。

**◎菊地康雄議長** 浜田町長。

**◎浜田正利町長** お答えいたします。現状、人口減少、現実の問題、これは誰がどうのこうのと言うまでもなく、みんな分かっております。

その上で、住宅を持つというか、持とうと思っているかたの話、全員ではないですけども、1戸建てよりも賃貸住宅のほうがいいという人も現実にあります。そういういろんな意味で、この間のやはり社会の変化というのは感じているところであります。

その上で、単価の問題なんですけれども、当時のやはり1つのルールの中でどういう積算をしたかまで、お答えできないんですけども、投資する金額に見合うようなやはり販売価格というのがきつとあったんだなというふうに思っております。それはそれで現実の問題かなと思っております。

しかし反面、固定資産税の評価額等も下がってきているのも、これもまた現実でありまして、われわれ行政サイドで公共用地として土地を取得する場合、もしくは売る場合、1つはやはり固定資産税というものをベースにしていろんな計算をしておりますので、そのことが今回の話にある分譲地とそれを比べた場合、単価を見直すべきものについてはやはり見直していかななくてはならないという、そういう認識を持っておりますので、さきほどそういう答弁をさせていただきました。

しかし一方、われわれ行政というのは相対の地価のバランスを著しくわれわれが先頭切って崩すということも、これもならないかなという、そういう思いもありますので、全体のバランスの中でどういう価格が現状に合う価格なのか、あらためて内部できちんと整理した上で、現状にあった販売単価というものを考えていきたいなと思っています。

それから、多用途への利用でありますけれども、賃貸住宅を建てたことによって、分譲地を先買ったかたとのトラブルも現実あったのもあります。その辺が分譲というのは何だったのかという、そういう根本の問題もないわけではありませぬので、そういった中でどういうことが先に分譲地を買ったかたがたの理解を得られるような、どんなことが用途変更も含めてできるのか、これはこれで悩んでいきたいなというふうに思っております。以上であります。

◎菊地康雄議長 9番、柴田議員。

◎柴田信昭議員 今年、空知管内の秩父別町に所管調査に行きました。ここは人口が2,400人くらいの町でございまして、町の最大の課題は人口減少が続いている。この対策としてさまざまな施策を打ち出しているわけです。

大きく分けて2つかなというふうに私は思ったのですが、1つはやはり子育てのための対策。それともう1つは、移住定住向けの分譲宅地の造成でございます。1平方メートルあたり1円で販売したと。1平方メートル1円だったら、坪単価にしたら3円30銭ですか、ほとんどただです。それで販売したところ、即完売ができたということでしたし、それで平成29年度、34年ぶりに人口が増加に転じたというようなお話を聞いたところでございます。

それで今、町長から話ありましたけれども、先に購入した人との関係もありますしと話もありましたから、特にそのことを質問したわけでございますけれども、先に購入した人とのトラブルというのはなかったということでございます。

やはりそれを一般的にやれば、確かにいろんなことが出てくるかもしれませんが、やはり1つの施策として、思い切った施策をしないとこれはなかなか完売することはできないのでないかなというふうに思っております。

いずれにしても、ここ数年、毎年監査の指摘も受けているところでありますので、これ以上未販売のままにしておくことはできないのでないかというふうに思っております。完売するという強い思いで価格の見直しだとか、あるいは条件の見直し、そういったものが必要でないかなというふうに思います。また、広報の仕方にもやはり一歩踏み込んだ対応をしてもらいたい。

それで、ここで1つ最後にお聞きしたいのですが、町長がこの未販売の分譲宅地を完売するという、そういう思いというのか、意気込みといたらいいか、その辺の話を聞かせていただいて、この質問を終わらせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

◎菊地康雄議長 浜田町長。

◎浜田正利町長 それぞれの自治体がそれぞれの施策の中で、いろんな判断をされております。それが新得町に当てはまるかどうかと、今、明言できない部分たくさんあるんですけれども、いずれにしても、われわれがやはり相場を崩すというのが町民の皆さんの合意が本当に得られるのかどうか、その辺も含めて、単価についても考えていきたいなと思っていますし、その他の条件についてもどんなことが考えられるのか、あらためて悩んでいきたいなと思っています。

その上で、意気込みという話ですけれども、さきほどからスピード感も含めていろんなことを問われるわけですけれども、トップにいる以上やるんです。これはやはりやらなくてはならないというのが私の立場ですので、ただ、それがどうしても目に映ったときにスピード感ということになるのかもしれませんが、いずれにしても、公約も含めて、課題をどう整理するのかというのが私の役割ですから、そういった意味では、これからも最大限いろんな意味でこれに限らず努力していきたいというふうに思っております。以上であります。

[柴田信昭議員 降壇]

◎菊地康雄議長 7番、湯浅真希議員。

[湯浅真希議員 登壇]

◎湯浅真希議員 それでは、通告いたしました胃がんで亡くならないために、1次予防とピロリ菌についてお伺いしてまいります。

### 1. 胃がんで亡くならないために、1次予防とピロリ菌について

日本において男性の2人に1人、女性の3人に1人が何らかのがんにかかる可能性があるとしてされています。

国立がん研究センターが発表した2018年がん罹患（りかん）数予測、いわゆるがんと診断される人数の予測では、男性は胃がん、大腸がん、肺がん。女性は乳がん、大腸がん、胃がんの順に多くなっています。

その中でも、胃がんは罹患（りかん）者数も男女ともにいまだ多く、喫煙や食生活などの生活習慣、そして細菌感染が原因で起きるがんとしてされています。この細菌感染、ヘリコバクター・ピロリ菌の感染が胃がんのリスクであるということは、科学的に証明されており、胃がんで亡くなるのはもったいない、そんな時代になってきているとも言われています。

また、厚生労働省がまとめたがん対策推進基本計画の中に、WHOによれば「全てのがんの40パーセントは予防できるため、がん予防は全てのがん対策において最も重要で費用対効果に優れた長期的政策となる」と記され、科学的根拠に基づいたがんのリスクの減少「1次予防」の推進を図るとされています。

そこで、次の2点についてお伺いいたします。

まず1点目に、本町における胃がん対策および1次予防の現状について。

2点目に、道内の市町村において、中学生などを対象に胃がんリスクであるピロリ菌検査を実施されているところがありますが、本町における中学生を対象としたピロリ菌検査の実施についてお伺いいたします。

◎菊地康雄議長 浜田町長。

[浜田正利町長 登壇]

◎浜田正利町長 湯浅真希議員のご質問にお答えいたします。

ヘリコバクター・ピロリ、いわゆるピロリ菌であります。胃の表層粘膜に生息する細菌であり、慢性胃炎、胃・十二指腸潰瘍、胃がんなどの原因になることが分かってきております。

主に口から感染すると考えられ、特に50歳以上のかたで感染している割合が高いとされておりますが、衛生環境が整っている現在では感染の割合は年々減少し、若い世代は低い傾向にあるというふうに言われております。

具体的な質問の1点であります、胃がん対策およびがん予防の普及啓発などを行う「1次予防」の取り組みの現状であります。国が策定しております「がん検診実施のための指針」に基づき、30歳以上の町民のかたを対象に、胃のX線検査、いわゆるバリウム検査による胃がん検診を実施しております。

昨年度の検診実績および胃がん死亡者数の状況であります。集団検診受診者数は296名であり、そのうち要精密検査者は22名でありました。結果、胃がんと判断されたかたはおりませんでした。

なお、胃がんでの死亡者は3名というふうな状況になっております。

その他の取り組みでは、特に平成27年度には「がん予防」をテーマとしたピロリ菌も食生活や喫煙、飲酒と同じく重要な胃がんの因子であることをサロンや婦人会などの各種団体を通じて健康教育を実施してきたほか、毎年、町広報紙や新聞折り込みチラシなどで正しい知識の普及啓発に努めているところであります。

2点目の質問につきましては、教育長のほうから答弁させていただきます。

[浜田正利町長 降壇]

◎菊地康雄議長 武田教育長。

[武田芳秋教育長 登壇]

◎武田芳秋教育長 2点目の中学生における検査の実施についてであります。ヘリコバクター・ピロリは幼児期に感染することが多く、感染した場合は胃の中に定着し、胃粘膜の炎症を起こしていくとされております。

そこで、感染持続期間が短く、胃の炎症など萎縮の程度が軽い中学生の年代に早期検査や除菌治療を行うことで、将来的な胃がん等のリスクを抑制するとともに、親の世代になった際に、子どもへの感染リスクも抑制されることが期待されます。

また、検査は健康診断で行う尿検査を活用することで実施が可能であるため、学校など関係者と相談しながら導入に向けて検討を進めたいと考えております。以上であります。

[武田芳秋教育長 降壇]

◎菊地康雄議長 7番、湯浅真希議員。

◎湯浅真希議員 各種団体への健康教育など、たいへんいい取り組みではないかと思えます。平成27年に行っているということですから、ぜひ定期的にお願ひしたいと思えます。

この科学的根拠に基づいたがんの予防法としてなんですが、受動喫煙も含む禁煙、お酒を飲む場合は適量をとということで摂取、食生活、適度な運動、適正体重の維持というものをあげています。この5つの健康習慣を実践することで、がんのリスクが減らせる、予防ができるというふうに言われています。

がんというのは、不摂生の積み重ねから少しずつ体にダメージが蓄積し、病気になっていくということが分かっています。ただ、まだ何も症状がない状態で何かを制限したり、気を付けるというのはなかなか大変なことでもありますし、この1次予防、5つの健康習慣、全てを実践していくのは難しいかもしれませんが、少しでも町民の生活の基本となるように、継続した取り組みが望まれるのではないかと思います。

そして、感染もがんの原因の1つということが明らかになっていきます。がん対策基本推進基本計画では、1次予防の1つとして、次のような記載があります。

肝炎ウイルスの検査を受け、感染している場合は専門医に相談を。そして、機会があ

ればヘリコバクター・ピロリ菌の検査を受けると記載がされました。胃がんとこの東アジア株のピロリ菌の関連性というのは、すでに明らかになっているそうです。

さらに食生活、喫煙、ストレスなどが胃がんのリスクになる、そういった情報を広く町民にお知らせして、日々の選択の判断材料にさせていただく、そういうことも町民の将来のがんのリスク回避に役立つのではないかと考えます。

2次予防にはなりませんけれども、早期発見、早期治療も重要になってきます。自治体によっては、バリウム検査のほかに胃がんの発生リスクを見るABC検診をオプションなどで選択できる場所もありますが、今後、取り組み、展開などございましたら、お聞かせいただきたいと思います。

そして、中学生に対しての検査ですけれども、検討されたいということですので、お願いしたいと思います。自分の体のリスクを知っておくというのは大切なことだと思います。子どもさんや親御さんの不安というものもあるかと思いますので、今後、各関係機関と丁寧に協議を進めて検討していただきたいと思います。

◎菊地康雄議長 浜田町長。

◎浜田正利町長 健康というのは、豊かな人生を送るという意味では、やはり最も重要なことだというふうに自分自身も認識をしています。病気はやはり本人はもとより、家族にとっても本当に大きな痛手かなというふうに思っております。

議員からお話しあった、特に今回、ピロリ菌だけの話もありましたけれども、防げるものは防ぐというのは、やはりわれわれ行政の役割かなというふうに思っておりますので、町民のかたに対する啓もうはもちろんのこと、実際、具体的な何かを実施することによって防げるということであれば、積極的な対応していきたいなというふうに思っております。以上であります。

◎菊地康雄議長 武田教育長。

◎武田芳秋教育長 ピロリ菌でありますけれども、感染するのは幼児期の5歳までというふうに聞いておまして、20代、30代で除菌をすれば、相当がんの抑制になるという、そんな話を聞いていますので、そのことから中学生のピロリ菌の検査は本当に効果的かなというふうに思っております。

ほかの自治体もやっているところもありますから、そういうところも参考にしながら、環境が整ったところで導入に向けて前向きに検討したいなというふうに思っております。以上であります。

◎菊地康雄議長 7番、湯浅真希議員。

◎湯浅真希議員 胃がんで亡くなったかた、さきほど新得町では3名いらっしやるとの数字が出ていました。実際に、私の周りにも何名か、胃がんで亡くなったかたがいらっしやいます。もし、胃がんが感染症だともっともっと早い段階で知っていたら、どういう選択ができたのだろうか、考えることがあります。

ただ、私は胃がんとピロリ菌に関しては素人です。調べ始めればさまざまな情報があふれていました。情報の発信者はどこなのか、エビデンス、研究の結果、論文、これらを突き詰めるのは素人にはたいへん骨の折れる作業でした。さらに医療というのは日進月歩で情報というのはどんどん更新されていきます。ただ、大切な家族や自分の体のリスク管理をする上で、情報というのはひとつ重要になってくるのではないかと思います。

そういった意味でも、臨床現場などで働く先生がた、プロの意見を聞ける場が増えるとはいいのかなというふうにも思います。

胃がんとは何なのか、ピロリ菌とは何なのか、ではABC検診というのはどういったものなのか、インターネットというものが使える世代でも検索の仕方次第で出てくる情報というのはさまざまです。使っていない人との間で情報の格差がなるべく少なくなるような取り組み、こういったものをお願いしたいと思います。

人生100年と言われる時代になりました。ただ長生きするのではなく、健康な時間というのをいかに長くするのか、こういったことが重要になってくるかと思っています。

今回は、胃がんの観点から質問させていただきましたが、ぜひ1次予防、そして、早期発見、早期治療につながるように、推進をお願いしたいと思います。

◎菊地康雄議長 浜田町長。

◎浜田正利町長 正しい情報、これはこの問題に限らずたくさんあるんですけども、われわれが行政として責任持ってきちんと皆さんにお伝えできること、今言われたように、やはり健康は私も人生にとって最大の問題だというふうに思っておりますので、議員からのお話しにあるように、町民のかたがたに対する啓もうを含めて、行政ではできるところできちんと対応していきたいと思っていますし、また、われわれができない部分については、医療機関とも相談しながらやはり専門的な立場で助言をいただくなど、健康についてきちんとやはり町民のほうに正しい情報を伝えるような方法を含めて対応していきたいというふうに思っております。以上であります。

◎菊地康雄議長 7番、湯浅真希議員。

◎湯浅真希議員 それでは、次に移りたいと思います。駅前再整備事業についてお伺いしてまいります。

## 2. 駅前再整備事業について

駅周辺の活用方法や、現在の一方通行の在り方などの問題が提起されたのをきっかけに、駅前再整備が検討され始め8年が経過しました。

平成25年に基本構想の策定に向け庁舎内での検討会議、コンサルなどによる駅前広場再整備基本構想策定会議が開かれております。平成27年には法政大学の学生に構想の提案を受けておりますが、基本計画には至っておりません。

平成28年5月に商工会内部に、地域おこし協力隊の制度を活用し「まちづくり事業部」が新設されました。「駅前周辺の再整備活性化事業」が進められ、平成29年には全町民を対象としたアンケートなども実施し、町民との意見交換も行われております。そして、その集約の結果が本年5月に提示されました。

そこで、以下2点についてお伺いいたします。

1点目に、新たに地域戦略室内に駅前再整備の担当が置かれました。その役割と今後の再整備の進め方について。

2点目に、「まちづくり事業部」の今後の方向性、位置付けについてお伺いいたします。

---

◎菊地康雄議長 暫時休憩いたします。午後1時までといたします。答弁は休憩の後に行いたいと思います。

(宣告 11時52分)

◎菊地康雄議長 休憩を解き再開いたします。

(宣告 13時00分)

---

◎菊地康雄議長 浜田町長。

[浜田正利町長 登壇]

◎浜田正利町長 湯浅真希議員のご質問にお答えいたします。

駅前再整備の考え方につきましては、これまでも他の議員からのご質問にお答えしておりますが、基本的には町の顔としての駅前の現状を踏まえ、まちなかのにぎわいを再生し、駅前およびその周辺に人が集い、商店街などへの活力の波及を目指そうとするものであります。

具体的なご質問に答える前に、あらためてこれまでの経過について申し上げます。

現在の駅前広場は、昭和62年に都市計画事業により、広場、駐車場、植樹帯、歩道が整備されてきたところであります。

また、駅周辺の商店街は、昭和50年からの街路事業により、道路の拡幅や歩道整備、商店街や一般住宅の移転新築などによりまして、現在の商店街が形成されております。

駅前再整備につきましては、平成25年度から基本構想の策定に向け、行政内部や商工会をはじめとする関係機関等に参画いただいた、駅前広場再整備基本構想策定会議により検討を開始し、平成27年度には法政大学デザイン工学研究科の大学院生による構想の提案を受けたところであります。

また、平成28年度からは、商工会において「まちづくり事業部」を新設して検討を進め、駅前再整備に対する地権者、町民および商工会会員の意見交換が数回開催されてきたところであります。

昨年度は、経済産業省の自立促進調査事業補助金を活用して、駅周辺に必要な機能やサービスなどの町民ニーズ調査や消費動向、通行量調査、地権者の意向調査などを実施し、本年5月に報告があった次第であります。

今後の取り組みですが、町の駅前広場再整備構想と商工会から「新得駅前周辺整備活性化事業」の提案を受けたことから、地域戦略室に専任の補佐を新たに配置してきているところであります。

具体的な取り組みについてであります。まずは課題の洗い出しを早急に行い、駅前再整備構想のたたき台を作成し、駅前のにぎわいの創出に向け、ひとつひとつの課題をクリアして、実現可能な整備に結びつけたいと考えております。

新年度においては、再整備に向けた検討を進めるため、駅前南側と駅前北側の町有地およびJR用地を含め、約1万4,000平米（平方メートル）の範囲内での基本構想案を作成し、駅前にどのようなコンセプトで、こういった機能を持たせるか、検討していきたいと考えております。

なお、基本構想の作成を進めるにあたっては、商工会をはじめとした関係機関に参画していただきまして、十分協議をしながら進めてまいります。

2点目のまちづくり事業部の今後の方向性についてであります。さきほども述べたとおり、商工会において平成28年5月に、駅前周辺再編整備に伴う計画の構想策定や、地域資源活用による経済・産業振興に向けた新たな取り組みを推進していくため、「まちづくり事業部」を新設したところであります。

この間の取り組みにつきましては、駅前再整備に対する調査など、さきほど述べたとおりであります。

このほかに、平成30年度からは駅前を中心ににぎやかさを創出するため、事業者との連携のもと、「ソフトクリームラリー」や「土曜市場」、開線90年・廃線50年記念とし

て「北海道拓殖鉄道2018展」などを開催し、まちなかにぎわいづくりの一環として推進してきております。

「まちづくり事業部」の今後の方向性につきましては、われわれ行政側としては特に、駅前周辺再編整備調査で蓄積された情報の有効活用を含め、課題整理での窓口の一翼を担っていただきたいと思いますと思っております。

にぎわいのあるまちづくりを創出するために、継続的な事業が行われるよう、まちづくり事業部への期待や役割は大きいと感じており、商工会としての基本的な考え方のもと連携を深め、ともにまちの活性化を進めてまいりたいというふうに考えております。以上であります。

[浜田正利町長 降壇]

◎菊地康雄議長 7番、湯浅真希議員。

◎湯浅真希議員 ありがとうございます。これまで、駅前周辺再整備活性化事業の中で、整備の範囲など複数の案を検討されて、結果として提出されたものを引き継いで、新年度は駅前の町有地とJR用地を含めた範囲内で基本構想を策定したいということでした。場所、範囲がおおよそ決定されたのは、私はひとつ前進したなというような印象を受けております。

今後、ぜひお願いしたいのは、町民のためのまちづくりということをお願いしたいです。法政大学の提案もたいへん良いアイデアたくさんあったかと思えます。

しかし、残念ながら基本計画に進まなかったのはなぜなのか、ここもきちっと目を向けていくべきだと思うんです。新得町は観光の町でもありますから、この恵まれた自然環境や立地を生かして、観光面は今後もバックアップをしていく必要があると思えます。

ただ一方で、商業や観光業というのは、いわゆる水物といいますか、いい時もあれば、ちょっとしたことがきっかけで悪くなってしまう、停滞してしまうということも考えられます。商業施設や宿泊温泉施設、あったらいいなというふうに私も思うんですけれども、町民のための駅前というのはどういうものなのかということをご検討いただきたいと思えます。

今後、いろいろなかたがたのご意見を伺いながら検討に入られると思いますが、私はぜひ公共マネジメントなども含めて考えるいい機会ではないかと思っております。

今すぐに建て替えが必要ではないんですけれども、現在の公民館は築46年、図書館は築40年たっています。いずれは検討しなければならない時が来るかと思えます。例えばもう自治体によってはまちづくりの中心に図書館を置いて、人口が減っていく中で地域の人のコミュニティの場としても役割を持たせている、そういう自治体が今増えてきています。

もちろん議論必要だと考えますけれども、今後の駅前というのはただお金を出して何かを造るだけではなくて、公共としてしっかりとまちの顔を守っていく、そういった必要性が出てくると思えますが、現時点での町長の駅前に対するコンセプトを、お考えがあればお聞かせ願いたいと思えます。

そして、まちづくり事業部ですけれども、行政とも連携を深めて今後も事業を進めていただきたいと思います。今後も商店街のシャッターが降りる数というのは増え続けることが予想されます。私自身、商店街の中に住んでおりますけれども、店舗が減っていくというのはさみしいですし、本当に残念に思っています。

ただ、にぎわいづくりといってもたいへん難しい問題です。予算権限あるのは行政な

んですけれども、行政だけが考えればいいということではありませんし、事業部だけが考えていけばいいということでもないのかなというふうに思います。

小さいながらもにぎわいがあって、良いまちづくりというものにつなげていくには、ここはもう町民ひとりひとりにご協力いただかなくてはできないことなのではないかなというふうに思います。

例えばサポーター制度とか、そういったものを取り込んで、若い方も気軽にまちづくりに継続して参加できるようなものがあると面白いのではないかなというふうに思います。

いずれにしても、これをやれば解決するという簡単なことではありませんから、各機関と連携を深めて、協議していただきたいと思います。

**◎菊地康雄議長** 浜田町長。

**◎浜田正利町長** お答えいたします。まず、まちづくりは町民のため、これはもう当たり前前のことであります。ただ、その当たり前前の中に直接影響のあるかた、それから間接的に影響のあるかた、現状、やはりいろいろ出てくるかなというふうに思っております。

この駅前だけに限らず、ほかの施策もそうですけれども、やはり直接、間接というのはどうしても出てきます。

しかし、総体としてやはり町民の利益にかなうものでなくてはならないというのは、これもやはり現実でありますので、その辺の視点というのはお話しあるとおりに、われわれもあらためて心して対応していきたいなというふうに思っております。

それから、コンセプトという話があったので、あえてお話ししますが、これからまたいろんなかたとまず相談していくことになるんですが、基本はやはりにぎわいがあります。このにぎわいをどう具体的につくっていくのか、今、必要な施設の絞り出しを進めておまして、まだまだ具体的にお話しをできるような状況にはありませんけれども、将来の公共施設についても、どこまで考えられるかにもよるんですけれども、場合によってはやはり駅前に移転せざるを得ないものも、私は出てくるかなという、そんな認識を持っていますけれども。

いずれにしても、これもまだ具体的にお話しできるような状況にはありませんけれども、少しでも目的に沿うような、そういうものになるよう努力をしていくし、そこには町民の皆さんの合意形成というのも当然必要であります。その合意形成の中にはやはりいろんなかたと相談していかなくてはならないというのも、これもやはり現実でありますので、議員からのお話しあることは十分頭に入れまして、対応していきたいというふうに思っております。

それから、まちづくり事業部の話、今、ありましたけれども、われわれも必要だというふうに思っておりますし、議員のほうも必要性は十分認識をいただいているという、そういう思いがありますので、これからも両方でまちづくりにつきまして取り組んでいきたいなというふうに思っております。

答弁漏れがあればまた、指摘していただければなと思います。以上であります。

**◎菊地康雄議長** 7番、湯浅真希議員。

**◎湯浅真希議員** ありがとうございます。にぎわいを創出するというのは本当に一長一短ではできない、皆さんにご協力いただきながらのこととなると思います。町民が手伝えることというのは少ないかもしれませんが、ひとりひとりが集まれば、大きな力になるにぎわいに小さくてもなるというふうに私も思いますので、ぜひ、各機関で連

携しながら進めていただきたいと思います。

ある企業は、「もう商業施設を造るだけで地域がいきいきする時代ではない、買い物だけならネットでもいい」というふうに言い切っています。たいへんシビアですが、民間はもうそういう見方をしながら動いています。

今の駅前が整備されたのが昭和62年ですから、もう30年以上たちます。これから私たちが考える駅前再整備というのは、30年後も新得の顔であり続けることというのが望まれるのではないかなというふうに私は考えます。

社人研が出している将来人口推計では、2040年、22年後には新得町の人口は4,046人、さらに5年後、2045年には3,667人と予想されているそうです。これから3,000人台に向かって人口が減り続けていくそういう町に、駅前はどういうものが望まれるのか、公共としてぜひしっかりご検討いただきたい、そのことをお願いして終わらせていただきます。

◎菊地康雄議長 浜田町長。

◎浜田正利町長 湯浅議員からのご意見、肝に銘じて事業に取り組んでいきたいなと思っています。以上であります。

[湯浅真希議員 降壇]

---

◎菊地康雄議長 2番、村田議員。

[村田博議員 登壇]

◎村田博議員 通告にしたがいまして、私からは新得高等支援学校の卒業生の進路についてを質問いたします。

### 1. 新得高等支援学校卒業後の進路について

新得高等支援学校が開校して3年目になり、来年3月に第1期の生徒が卒業を迎えます。

卒業後、生徒の多くは社会の一員として仕事に就くと思われませんが、高校の進学を機に新得にある学校に入学し、実習などを通じて町にもある程度慣れてきていると思われるので、少しでも町内に残ってもらえるように、行政においても町内の事業所に働き掛けるなどの取り組みをしてはどうかと思いますが、お考えを伺います。

◎菊地康雄議長 武田教育長。

[武田芳秋教育長 登壇]

◎武田芳秋教育長 村田議員のご質問にお答えいたします。

新得高等支援学校はご質問にありますように平成28年4月に開校し、今年度で3年目を迎えております。来年3月には初めての卒業生を送り出すことになり、現在3年生の8名が卒業となる見込みではありますが、本町には2名の卒業生が就職する可能性があるかと伺っております。

進路に関しましては、基本的には学校の指導の範囲と思っておりますが、行政といたしましても卒業後の出口対策は必要と認識しており、生徒たちの選択肢を増やすため、受け入れ事業所が多くなるような環境を作ることが大事であるとともに、町内で生活していける環境を整えることも必要であると思っております。

また、受け入れの機運を高めていくには、町民や町内の事業所のかたに学校や生徒の状況をよく理解してもらうことが必要であり、学校においても町民や事業所を対象とした見学会や説明会などの取り組みのほか、協力会を通じた受け入れの呼び掛けなども必

要ではないかと考えております。

いずれにいたしましても、高等支援学校の生徒は、在学中に町内の事業所などにおいて作業訓練も行っており、貴重な人材になり得ると考えておりますので、働く場と居住の場の両面を見据えて、卒業生が町内で生活できる条件づくりを学校とともに検討していきたいと考えております。以上であります。

[武田芳秋教育長 降壇]

◎菊地康雄議長 2番、村田議員。

◎村田博議員 ご答弁をいただきましたが、その中にあるように生徒たちは若い力で貴重な人材であると思います。町に残ることによって、現在課題となっている人手不足や人口対策にもつながるのではないかと思います。

また、生活していける場の確保も必要とのことでありますが、障がい者のグループホームの検討をしているとも伺っております。

いずれにしても、支援学校の卒業生はこれから毎年出てくるわけですから、町内で働き、暮らせることができるように取り組んでほしいと思いますが、いかがでしょうか。

◎菊地康雄議長 武田教育長。

◎武田芳秋教育長 お答えいたします。今、議員が言われるように、これから毎年、支援学校の子どもたちが卒業して出てくるわけでありまして、少しでも町内に残っていただけるということは本当に私も同じ気持ちでありまして、町にとっても本当にありがたいかなというふうに思っているところであります。

そのためにも、卒業生が安心して働き、そして暮らせる環境づくり、そういう整備をすることが必要かなというふうに考えているところでありまして、生徒たちがよりよい環境の中で生活できるように、学校や役場の関係する部署とよく相談しながら今後取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上であります。

◎菊地康雄議長 2番、村田議員。

◎村田博議員 答弁はいいませんが、少しでも早いグループホームの建設と、働く場の確保をお願いして、私の質問を終わります。

[村田博議員 降壇]

---

◎菊地康雄議長 5番、貴戸議員。

[貴戸愛三議員 登壇]

◎貴戸愛三議員 通告にしたがいまして、1項目質問させていただきます。

#### 1. 町取得施設の活用方法は

本年新得町は、理由はそれぞれ異なるわけではありますが、2カ所の施設を取得いたしました。1つは元新得診療所の土地・建物であり、もう1つは狩勝牧場の施設であります。

私ども議会も、これらの取得に対して反対することなく、容認したわけではありますが、これらを町所有とした後の活用方法はどうか、特に狩勝牧場の施設の活用をどう考えているのか、お伺ひしたいと思ひます。

◎菊地康雄議長 浜田町長。

[浜田正利町長 登壇]

◎浜田正利町長 貴戸議員のご質問にお答えいたします。

まず、元新得診療所の土地・建物についてであります。開業しておりましたドクターが体力の限界を理由に本年3月31日をもって廃院することとなり、これに伴い、補助金交付要綱に基づく返還金が生じたため、土地および建物の財産を返還金相当として代物弁済を認めることとし、町所有の土地・建物となったものであります。

取得につきましては、これまで保健福祉分野での活用を模索しておりましたが、具体的な活用方法がないことから、現在、活用の範囲を拡大してさまざまな分野での活用方法を検討しているところであります。

次に狩勝牧場の施設活用についてお答えいたします。

今年3月、約半世紀にわたり、本町の酪農業を支えてこられた狩勝牧場が閉鎖することとなりました。牧場の閉鎖に伴い、産業振興上必要不可欠と判断し、町で一括購入をいたしました。

現在は、酪農業の担い手育成を目的とした研修牧場の自給飼料確保のため、農地およびバンカーサイロ等の一部施設について、株式会社シントクアユミルクに有償で貸し付けを行っております。

また、畜舎や事務所等の施設全体について、農業、畜産振興を図る上での有効な活用方法について、JA新得町とも検討をしてくれておりますが、今現在、具体的な活用策について、報告できる状況にはありません。

なお、林地につきましては、町有林として維持管理をしている状況となっております。以上であります。

[浜田正利町長 降壇]

◎菊地康雄議長 5番、貴戸議員。

◎貴戸愛三議員 この質問をするときに、まず議員協議会等でいろんな説明を受けて、議会で反対する声は1つもなかった。

新得診療所に関しては自分で経営した期間は短いんですけれども、その前、雇われる形の中で、地域医療に貢献してくれた部分もあって反対することはない。

狩勝牧場についても、50年近く営農してくれたということに対して、その間、地域の雇用やいろんな意味での貢献というのを考えたときに、誰も反対しなかった。

ただ、その議論の中に1つだけ、その後の活用はどうするというものを投げ掛けなかったのが、私たちのミスなのかなというふうに思っています。

例えば新得診療所であれば、平屋ですけれども結構な面積がありますし、駐車場の土地も結構あります。ですから、福祉うんぬんで活用するめどが立っていないという、その福祉とかうんぬんじゃなくて、あの施設を買いたいと、ちゃんとした事業計画を持ってあそこでこういう事業をやりたいと、法人、個人関係ないんですけれども、そういうかたがおられるのであれば、売却も1つの方法じゃないのかなと。

要するに用途目的がない町有物件を持っていても、新得町にとっては何のプラスにもならない。そういうふうに思っています。

どういうふうに対応されるか分かりませんが、もし、将来何かこういうものが必要だったときに、「ああ、あそこだったら使えたかもしれない」なんてというのはずっと先の話で、今、新得町の中でそういう事業を計画してやりたいという人がいるのであれば、公募する形でも何でもいいから私は売却してしまったほうがいいんじゃないかなという気がしています。

それから、狩勝牧場、畑の部分と山林の部分で2億円という価格で新得町が取得いた

しました。それに伴って、狩勝牧場の営農に関わっていた牛舎、住居、事務所、資材庫等々を基本的には無償で新得町が譲渡を受けたというふうに理解しているんですけども、このときも本当はただでもらえるのだったらいいかなぐらいの感覚だったのですけれども、もし譲渡を受けるのであれば、それを今後どうやって活用するのかというのをその段階で私たちも町に振っておくべきだったなというふうに思っています。

この夏場に二度ほど、あそこの牧場、見に行かせてもらいました。住宅だけでも5棟6戸分があって、あれだけ大きい事務所があって、これだけ整備するだけでももう1億円ではきかない。

そのほかに、少なくとも2年前までは、牛舎で牛を飼っていたわけですから、それなりの使い道になるもの、あの施設を今、整備しようと思ったら、たぶん6億円、7億円、もしかしたらもっと掛かるかもしれない。そういうものを新得町が受け継いだというか、もらったというふうに理解しているのですけれども、これをなんとか活用する方法はないかというのが、今回の質問の趣旨です。

湯浅佳春議員の一般質問の中で、私ども10月半ばに浜中町と別海町を訪問させていただきました。浜中町はもう新規就農の実績のある町でありまして、昭和58年から平成30年までの間に41組の新規就農がある。今、浜中町の農家戸数の20パーセントを超えるという実績のある町であります。

もう1つ別海町、研修農場に行きましたけれども、あそこは3つのJAと別海町と、それから地元の乳業メーカー、これらが出資した有限会社で運営されておりますけれども、総事業費は14億円という形の中で、フリーストール、タイストール、2つの形の牛舎を設けて、研修生の住居、宿舎等、それから事務所、整備されてやっておられるというのを見てまいりました。

ちょうど別海町の施設を見ているときに、こういう方式で狩勝牧場の跡地を活用できないかというのを思いました。必要なものはほぼ全てであると。ということは、あとは新規就農のために勉強したい研修生を集めて、どういうシステムでそれを運営していくかというのを考えていけば、比較的イニシャルコストの掛からない中で新しい形の研修農場を運営できるのではないかと。

シントクアユミルク研修農場という形の中で今、営農されております。確かに素晴らしい農場で、なるだけ人の力を使わないで多頭数を飼育していると。たぶん未来の酪農の形になるだろうと。ただし、たぶんそれは10年先とか20年先の話であって、今、必要な酪農の形態というのは、やはり40頭とか50頭を飼育する農家さんが新規就農の場合、必要なんだろうというのは私の考え方なんです。

農家の戸数が減っていく比率と、新得町の人口減少の比率が似たような数字になっているというのがあって、それが全てではないにしても、やはりある程度の農家の戸数を維持していく、もしくは何か機会があれば増やしていくという努力が行政として必要じゃないか。そのときにイニシャルコストがこれだけ掛からないで、運営方針うんぬんを考えればできそうな施設を今、新得町が持っているというのは、もっと有効に使用方法を考えるべきじゃないのかなというふうに思うんです。

町長はどのようにお考えなのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

◎菊地康雄議長 浜田町長。

◎浜田正利町長 まず、財産を町が取得する話をちょっと基本的な考え方だけお話し、まずさせていただきます。

基本は、やはり利用目的をきちんと皆さんにお示しをした上で、ご理解いただいて財産を取得すると、これが基本であります。

その上で、例外という形もちょっと言葉、語弊あるんですけども、診療所については、この間、やはりドクターとして本当に町民のために努力をしていただいたということも含めて、施設についてもまだ新しかったということもあって、代位弁済ということで皆さんにお認めいただきました。同時並行で有効利用について内部でも議論しました。

しかし、現実には皆さんがたにお話しできるような結果は出ていないという意味で、本当にたいへん申し訳ないなというふうに思っております。

私の役割というか、われわれの役割は明かりが消えた建物に明かりをどうつけるかというのが現実の問題でありますので、議員から言われた売却というのも選択肢の1つというふうに思っておりますので、あとはやはり町民の財産として町民のかたに損害を与えない、そういう中で物事というのは整理していきたいなというふうに思っています。

それから、狩勝牧場であります。これにつきましても、目的はもうはっきりしていたんですけども、もう1つのやはり大きな理由というのは、丸八殖産の意向も含めて、ぜひ新得町にということも現実ありました。その上で、われわれはやはり農地を分散させるのは、新得の農業振興上やはりマイナスだという判断をさせていただいて、合わせて林地、そして施設と、それを一体で購入したのが、この間、お話ししたとおりの経過であります。

その上で、具体的な活用については、今、農協のほうとも今後どうするというような、現実、打ち合わせを進めております。その中であって今、貴戸議員の話というのでも分かりました。それが農協のほうも含めて現実的な対応として可能なのかどうなのか、その辺も十分頭に入れながら議論を深めていきたいなというふうに思っています。

また同時に、それ以外の活用方法についても、いろいろ今、頭出しはしています。しかし、現実にはそれがものになるかといったら、さきほど言ったようにまだまだ皆さんにお話しできるような状況にないのも現実でありますので、せっかくの財産でありますので、有効利用していくという中でわれわれも努力していきたいなというふうに思っております。以上であります。

**◎菊地康雄議長** 5番、貴戸議員。

**◎貴戸愛三議員** 狩勝牧場の農地や山林を買うということに対しては、議員の中でも反対する人はいなかった。

それで、山林の部分は新得町が進めていく、地元の産業である林業振興のためにも町有林を増やして、何十年かのサイクルで回していくというものに対して反対する人はいない。

それから、農地についても、例えば新得町で生産された牧草が、新得町の生産にならない可能性があるというのが出てくる可能性があった。デントコーンでもそうですけれども、ほかの農場に、町外の農場に稼働してもらう、そういったものは避けるべきだと。やはり新得町内で生産されたものは、牧草であってもデントコーンであっても、それがそのまま新得町の生産につながる、そうあるべきだというのはわれわれもそういうふうに思っています。

それで、もとの質問のところになるわけですけども、要するに自分たちで整備したら、たぶん6億円、7億円は掛かると。ほかの町は今、総事業費で14億円掛けてやっただと。ほぼ同じようなものが今、ここにあるわけですから、これを活用しない手はないだ

ろうというのが考え方。

それで、そのシステムがどういうシステムで運営されているのか。湯浅佳春議員も言ったその支援策がどういうふうにあるのか。それと、いろいろ組み合わせしながらその研修農場を造っていくというのが、あの施設を一番有効に活用できる方法じゃないのかなというふうに思っている。

それは、地域の中で農家の戸数を減らさない、もう1つは今後離農するかもしれないと、いろんな酪農家も含めた農家の事業継承も含めてやるための1つの方法になるのではないか。これだけイニシャルコスト掛からないでできるという町は、北海道中探してもないというふうに思うところです。ぜひ、そういった形の中で取り組んでいただきたい。

そしてその上で、もう1つ町長にお願いしたいのがあって、この個々の農家さんを研修農場で作っていくとかうんぬんとやる時に、われわれも浜中町、別海町をお伺いしていろんな支援策、聞いてきました。だけれども、実は財源まで聞くとかうんぬんというのはなかなかできない。要するに町の単費でやっているものなのか、国の施策の中のを町が窓口になっているものなのかとか、やはりいろいろありますよね。この部分をすぐじゃなくてもいいのですけれども、担当課、これは産業課になろうかと思うんですけれども、それか、たぶんまちづくりという部分に大きく関係してくるので、例えば戦略室の人間とか、そういう関連する職員を一度、浜中町とか別海町を訪問させてもらって勉強させてもらったかどうかというふうに思うところなんです。

ない袖は振れないのであれなんですけれども、そういったときは農水のこういう補助政策を使った、別海とか浜中なんかはある程度年数がたって、スーパーL資金という形の中のを活用するようにしているとか、今でいったら農地バンクの活用方法があるのかなのか。公社を使うかどうかと、いろいろ切り口はあると思うんですけれども、そういったものを含めてぜひ担当職員を浜中とか別海とか、先進地に訪問させて勉強させてもらおうと。

その上で、今の狩勝牧場の活用方法というのを考えていただけないかどうか、いかがでございましょうか、町長。

◎菊地康雄議長 浜田町長。

◎浜田正利町長 切り口今、研修牧場だけの切り口でお話しされたんですけれども、一般論としてなんですけれども、われわれ行政も当然勉強不足な部分が相当ある。結果、そのことをもうちょっと勉強すれば良かったとか、たくさんありますので、そういう意味で職員の質を上げるというか、レベルを上げるという意味では、現場をやはりきちんと見た上で、国や北海道含めていろんなかたと相談しながら制度論というのは当然やっていかななくてはならないかなというふうに思っております。

それから、戻りますけれども、施設の有効利用というのはわれわれも望むところでありまして、議員からお話しあった点、十分頭に入れながら最後はやはり農協さんとも十分相談していかななくてはならないのもこれもまた現実でありますので、その辺、一緒になって前に進むように努力していきたいなというふうに思っております。以上であります。

[貴戸愛三議員 降壇]

◎菊地康雄議長 8番、廣山議員。

[廣山輝男議員 登壇]

◎廣山輝男議員 私から2項目について、ご質問させていただきたいと思っております。まず1項目については、地域包括ケアシステムの充実に向けてであります。

### 1. 地域包括ケアシステムの充実に向けて

高齢者の尊厳の保持と自立生活の目的のもと、可能な限り住み慣れた地域で、人生の最期まで続けることができる包括的支援、サービス提供体制である「地域包括ケアシステム」が実践されています。そして2025年を展望して、高齢者等の生活を支える取り組みがスタートしています。

とりわけ新たな視点での必要性として、第5期介護保険事業において大きなテーマとして位置付けた「医療と介護の連携」があげられています。そして、医療が必要な高齢者や重度の高齢者が在宅で暮らせるための仕組みとして、地域包括ケアシステムが構想されていると理解されます。

地域包括ケアシステムでは5つの視点、1つは医療との連携強化、2つには介護サービスの充実強化、3つには予防の推進、4つに多様な生活支援、5つに住まいの整備の取り組みが包括的に、継続的に行われることになっていると受け止めます。

以下の点について伺います。

1点目として、「医療と介護の連携強化」について、基本的な在り方としては理解しますが、では「医療と介護の連携強化」という表現から、どのように町民へ「見える化」されるのか、分かりやすい姿を伺います。

2つ目に「医療と介護の連携」を踏まえ、町の医療体制や福祉施設等の充実に向けた今後の取り組みはどうなのか、伺います。

◎菊地康雄議長 浜田町長。

[浜田正利町長 登壇]

◎浜田正利町長 廣山議員のご質問にお答えいたします。

まず、「地域包括ケアシステム」であります。団塊の世代と言われるかたがたが全て75歳以上となる2025年までに、重度の要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が切れ目なく一体的に提供されることでもあります。

その上で、1点目の「医療と介護の連携」についてであります。さきほど説明いたしましたシステムを構築していくための新たな視点とされております。

連携の必要性であります。75歳以上の高齢者の特徴として、1つ目には、高血圧や糖尿病といった慢性の疾患による医療機関の受診が多いこと、2つ目には、複数の疾病にかかりやすいこと、3つ目には、腰痛や膝痛などによる要介護の発生率が高いこと、4つ目には、認知症の発生率が高いことといった特徴がありますことから、医療のサービスと介護のサービスの両方を必要とすることが多くなります。

このことから、支援を必要とされるかたに対して、切れ目なく一体的にサービスを提供するために医療と介護の連携が必要となります。

次に、具体的な医療と介護の連携といたしまして、例えば、腰痛などにより要介護状態となり、介護サービスとしてデイサービスやホームヘルパーを利用しましたが、医療ニーズもあり、介護保険制度の枠内で完結できない場合、高齢者を地域で確実に支えていくために、訪問診療や訪問看護、訪問リハビリテーションといった医療を介護サービスと組み合わせながら一体的に提供できるようにしていくことでもあります。

議員からお話しのありました「見える化」であります。町民のかたがたそれぞれがさまざまな状況にあり、個別によって対応が違ってきますが、具体的な取り組みや流れについては、介護・医療に関する総合相談窓口となっております地域包括支援センターが町民のかたへの周知を行います。

また、町広報紙、ホームページをはじめ、講演会等による普及啓発活動、また、必要に応じて各種団体等への制度の説明や情報提供を行うことにより、町民に対してきめ細かく制度の仕組みを伝えていきたいと考えております。

次に2点目の、町の医療体制や福祉施設等の充実についてであります。全ての町民のかたが安心して生活することができるよう、町民のかたの医療ニーズや介護ニーズを把握するとともに、必要な医療や介護老人福祉施設を確保・維持することに努めていきたいと思っております。

また、町民ニーズに対して地元で対応できないものにつきましては、近隣の医療機関や介護施設等との連携や活用も図りながら、町民のかたに対して切れ目のないサービス提供に努力してまいります。以上であります。

[浜田正利町長 降壇]

◎菊地康雄議長 8番、廣山議員。

◎廣山輝男議員 2点についてご回答いただきました。率直にこの場で議論する場合は、私なりに多少勉強しておりますから理解しやすいんですが、「見える化」というあえてかぎっこ付きでご質問させていただいたのは、やはり町民サイドの立場に立ちますと、一体どういうことなんだろうということなんです。介護、医療という言葉がついていいますから、当然、福祉対策のたいへん大切なことだろうと。

では、実際にどうなんだろうと。さきほどもさまざま町長のご答弁ありましたが、1つ目には高血圧やら糖尿病だとか、2つ目には複数の疾病だとか、3つだとか4つだとか、認知症の問題とかいろいろありました。具体的にはそういうことですから、私たち町民サイドに立つと一体どういうことなんだということ言えば、率直に町民の皆さんにも分かりやすい表現と在り方をいま一度町民の皆さんにお示しして協力を練ったり、あるいは場合によってはさきほどあったようにいろんな相談するシステム、総合相談窓口というものもあるわけですから、そこまで来ればいいのですが、残念ながら私、今、介護ではないんですけれども、どうもこんな不安があるといったときに本当にここまで来れるのかどうなのか。

支えるという立場の包括ケアシステムの中でもありますから、そういうことらも含めると、よりこの取り組み、包括ケアシステムは町民の皆さんがより明確に対応しやすい1つの形というのはどうしてもあつてしかるべきかなというふうに私自身も考えまして、問題提起させていただいたところであります。

いずれにいたしましても、たいへん重要な課題でありますから、その辺、いま一度行政のほうでも町民の皆さんに十分分かり得るような、一言で言えばいろんな町民集会だとか、町内会に入って具体的な福祉の関係についていろんなお話しをする。あるいはいろんな機会があれば、町民の皆さんにも協力や理解を求めていくというようなことは当然あるべきだろうと思っております。

そういった意味では、どうも「見える化」をもう少し簡単に言えるものがあるといいかなというようなことで、町長にもいま一度ご答弁いただければ、あるいは町長のお考えもあれば、この際、伺っておきたいと思っております。当然、在り方としては十分私も分かつ

ているつもりであります。

それから、2つ目の関係でありますけれども、少子高齢化、あるいは高齢者が一般的に多くなってきています。結果として、医療や場合によっては介護、そして施設の対応も多くなると思います。

新得町には医療機関の専門科目がたいへん少ないと思っています。したがって、他市町村の病院等を選択せざるを得ない、こういう状況かなと思います。

私からの提起は、町では医療機関、あるいは医療体制、あるいは小規模医療施設等々の中で、できるだけ現在の医療機関の体制維持、例えば、屈足では残念ながら週1回しか来ておりませんがこういったものの充実、あるいは他の医療でもかなり縮小傾向にあるようにも聞かしく、施設では十分養護老人ホーム等では確保できるのですが、残念ながら介護士が不足しているためにまだ確保できていないというような、こういう状況もさまざまあります。

それからもう1つ、この包括ケアシステムを今後実施する場合、在宅医療というのはかなり重視されてきているようであります。この地域の中で本当にそれが可能かどうかというのとは私もしっかり分かっておりません。つまり、都市にいれば近くに医療機関があればすぐ往診とか何とか結構対応しやすい条件にあるかなと思うんですが、残念ながら私の町ではまだそんなような状況でないことも多々あります。

そういった意味では、この地域において、新得町にさらなる医療機関の充実は当然必要になってくるだろうと、あるいはしていかなければならないと、このように私自身も思っているがために、今後の医療や施設のいわゆる充実に向けて、確かに介護問題についてそれなりの対策は人材確保のためのものはいろいろと努力されてはいるものの、必ずしも十分ではないような気がいたしますから、そういった問題についていま一度その辺の考えについても、町長のお考えを伺っておきたいと思っております。

**◎菊地康雄議長** 浜田町長。

**◎浜田正利町長** 新得の地で人生の最後まで住んでいながら人生を終えるというのは、やはり私自身にとっても理想だというふうに思っております。

そのために、では具体的に何をするかと、やはり医療も介護も絶対条件というふうに思っております。そういった姿勢の中で、この間、多くのかたと相談をしながら対応してきたというふうに思っています。

しかし、そのことが町民のかたに理解をいただけるかどうか、これはまた違う意味で評価というものがあろうかなと思っています。

いずれにしても、これからもそういう安心できる体制というのは作っていくように努力していきたいなというふうに思っています。

その上で、「見える化」のお話しします。地域包括ケアシステムだけの問題でなくて、われわれ行政が担っている仕事というのは、やはりいかに町民のかたに理解をしていただくかというのが、われわれの当然当たり前仕事であります。なかなか町民のかたがたも当事者でないと興味のないかたもいらっしゃる、これも現実でありますけれども、少しでも多くのかたに知っていただくという意味では日常的な啓もう活動しか私、ないかなというふうに思っておりますので、その日常的な啓もうの中に、いろんな講演会を含めてこれからも対応していきたいというふうに思っております。

次に医療と介護の連携のほうにいきます。人材の確保というのはこの場に限らず全産業共通の課題でありまして、そういう体制をやはりきちんと整備していくのが、われ

われに課された1つの責任かなというふうに思っていますので、そういう状況の中で実際、現場を担う医療なり介護の人たちと連携を深めながら、今まで以上に安心した体制が取れるように努力していきたいというふうに思っております。

若干、廣山議員の質問と私の答弁、ちょっとかみ合っていない部分もあるかもしれませんが、今の思いということで答弁させていただきます。

◎菊地康雄議長 8番、廣山議員。

◎廣山輝男議員 町長もそれなりにお考えだろうと思うのであります。

しかし、現実には、この町もたいへん高齢化が進んでおりますし、私、一番地域にいて思うのは、屈足に私、住んでいますけれども、独り生活者といいたまいますか、高齢者です。たいへん多いんですよ。

率直にいろいろとお話しすると、私、悩んでいることを、福祉以外のことも誰に言ったらいいのかなということから出発するんですよ。たまたま私たちに逆に言えば話できる間はそういうことも吸収できるんですけども、私のところにも来れない人もやはりいるわけです、いろんなことを考えている中では。

そんなようなことらも含めると、やはりせっかく私は今回の地域包括ケアシステムというのは、たぶん今の高齢者福祉関係では集大成の1つのやり方かなというふうには思っているんです。

ただ、その中身が十分知れたり、あるいは対応できていなければ何の役にも立たないみたいな形にも逆に言えるわけですね。

そうすると、私自身あるいは町民の1人として考えるならば、やはりより町民の立場に立って、町民の側に立って、いろいろ支えていく以外ないのかなと。そのことによって介護にもなるし、介護から逆に医療機関にお世話になる場合、あるいは逆に戻ってくる場合もある。あるいは施設に入りたくても施設できない間はどうすると。あるいはリハビリしなくてはならない場合はどうするとか、いろんなことが後々出てくるわけで、行政に全てやっていただきたいなんていうことは私は考えておりませんが、そういった1つのはしりの中では、この地域の支えというのはたいへん重要だなというような感じはしないわけでもありません。

そういった意味で、町長もさまざまなことは努力するということは言っているから、そのことは受け止めていきますが、そういうような町民の立場に立ってどうすべきなのか、そしてどうあるべきなのかということ、この今回の地域包括ケアシステムが実践されていく中で、まして2025年、すぐ来ます。それまでにはこうしようなんて国は言っているんですけども、たまたま一方では財政問題これありと。あるいはその地域地域にそれなりの体制があるのかないのかとか、あるいは地域医療構想なんて、十勝レベルでいわゆるベッドをどうするのかなんとかという議論まで今、これから始めようとしているわけですけども、そういう大きな視点もかぶってくるわけでありまして、ぜひこういったものも含めて考えていただきたいし、1つだけ最後に伺っておきますが、屈足の医療機関に何名かかかっているという、週1回しか来ておりませんが、これをなんとか2日ぐらいに拡大するとか、極端に言えば毎日来てもらえれば一番ありがたいのですが。そうしないと、やはり病気でなくても行って相談できる医療機関というのも、こういう地域包括ケアシステムが制度化されてきた場合にはあってもいいのではないかと思うんです。つまり、近いところに医療機関が、町長がよく言うんですけども、やはり生活圏の中にそういう場所があったら望ましいということを書いてい

るわけですから、そういうものがあればやはり医療の問題について相談もできるわけです。

そういった意味では、屈足は今のところはたった週1回しかありませんから、これを2日、3日と拡大できるように私自身は要求しておきたいのですが、その辺について最後に町長に伺っておきます。

◎菊地康雄議長 浜田町長。

◎浜田正利町長 お答えいたします。1人で住まわれているかたの悩みという意味で、われわれがどこまでその家庭に行って、どういったことが時間を費やしながらできるのか、今、ちょっと私、明確な答弁できませんけれども、いずれにしても、生活に寄り添うような、そういう行政になっていくよう努力していきたいなというふうに思っております。

次に医療の問題です。医療についてはこの間、私の持論として医療は生活に近いところにあるべきと、これは持論、今も変わっておりません。

そういった中で、屈足地区、ちょっと結果を出せていないということに関しては本当に申し訳ないなというふうに思っております。今、週1回を複数回という、そういうお話しでありますので、担当課のほうと含めて、今現在担っていただいている医療側のかたとも十分相談しながらどこまで対応が可能なのか、努力していきたいなというふうに思っています。以上であります。

◎菊地康雄議長 8番、廣山議員。

◎廣山輝男議員 よろしくお願ひします。

最後に2項目目の「住みよい環境づくり条例」のさらなる推進と強化の関係であります。

## 2. 「住みよい環境づくり条例」のさらなる推進と強化を

地球温暖化防止、温室効果ガス抑制はもとより、新得町の良好な環境保全、安全で快適に暮らせる町を求め、住みよい生活環境を実現することを目的に、平成21年3月に「住みよい環境づくり条例」を施行しています。具体的には役場の取り組み、あるいはゴミ減量化等々を実践しています。

しかしながら、多くの団体や個人のボランティア清掃活動などで一定の環境維持が見られますが、町内には相変わらず空き缶の投げ捨てや不法投棄などが多くなってきています。

したがって町民の理解と協力、環境アピールも含め行政指導の徹底と、場合によっては一定の規制も含めて「条例」の見直しも含めた検討を求めていきたいなと思っております。

◎菊地康雄議長 浜田町長。

[浜田正利町長 登壇]

◎浜田正利町長 廣山議員のご質問にお答えいたします。

「住みよい環境づくり条例」のさらなる推進と強化についてであります。条例の目的は良好な環境を保全し、安全で住みよい生活環境を実現するために、空き缶の投げ捨て・廃棄物の不法投棄防止、水環境保全、景観の保全、土地の適正管理、愛護動物管理などについて必要な事項を定め、平成21年に制定をいたしております。

町としても、不法投棄防止のため町内会衛生委員さんの協力をいただき、広報活動や清掃活動、また、新得警察署との連携のもとに、町内の監視を行っております。

本年度も町内の各職場や学校、町内会、各種団体など10団体、約350名のかたにボランティア活動として道路や公園のゴミ拾いなど、清掃活動にご協力をいただいているところであります。

ご提案の不法投棄者への規制を含めた条例の見直しの検討ですが、条例制定時に環境保全推進協議会において罰則規定について協議され、勧告、命令、公表による指導で十分な効果があることとされ、条例の制定を行っております。

このようなことから、町においては新たな罰則規定は設けず、町内会、職場、事業所など町民各位の協力のもと、ごみを捨てないという意識づくりや環境づくりを町内会や衛生委員と連携を図り進めたいと考えています。

また、不法投棄看板の増設やボランティアによる清掃活動を通じ、ごみの不法投棄の防止に努めてまいりたいと考えております。以上であります。

[浜田正利町長 降壇]

**◎菊地康雄議長** 8番、廣山議員。

**◎廣山輝男議員** 今の環境条例、一口で言って新得町における環境条例のつくりの段階でのいろんな問題提起の経過をご回答いただいたんですけども、確かにそういう議論はしていたのは知っているところではありますが。

最近、やはり非常に空き缶等の投げ捨てというのは、時代が変わったからそうなったのかよく分かりませんし、これは何も町民がそうしているというだけで取り扱ってはおりません。当然、狩勝峠から下って来て、あるいは日勝峠から下って来たり、あるいは鹿追から来ることもありますから、その辺の境界はありませんから、誰がどうのこうのというわけではありません。

しかし、私、一番気にしているのは、新得も一応観光の町というのもありますし、当然、そういった環境の維持、きれいにしておくということは誰もが望むところありますから。

しかし、私もさまざまなことでごみ拾いをほぼ1年間やっているんですが、ますます増えているんです。誰が投げているというのもだいたいこっちは見えています。そのごみの中身を見ればだいたい分かるんです。誰って、新得町民か、他の町村か、それは分かりませんが、分かるんです。意外と近くの人だなということもまた見えてまいります。

それは別にしても、そういう環境はやはり少し厳しくしていく必要があるかなど。そういう意味で一定の規制という。もちろん道段階でも、空き缶等の散乱防止に関する条例というのも今から14年前にはできております。これも一定の規制も例えば違反した場合は2万円以下の過料に処するなんていうものもあります。

どこまでどのような行動がされているのか、私はよく見えません。しかし、ポイ捨て以外のごみ対策の関係もたくさん条例やなんかありますから、これだけを捉えてどうのこうのと言いたくありませんけれども。

しかし、目的は一定の規制を求めるということじゃなく、町の中をきれいにしたいということだけなんですけれども、何か効果あるようなことをこれからもいろんな町民の皆さんのご協力を得ながらやっているのも今までの状況ですから、私はそれは否定もしませんし、むしろこれからもこのことは続いていくだろうと思いますから。

ただ、あまりにもひどいから、なんとかそういった条件をクリアできる一定の規制を求めていったわけでありましてけれども、その辺について町長、積極的なご意見をいただ

ければと思います。

◎菊地康雄議長 浜田町長。

◎浜田正利町長 お答えいたします。ごみに不法投棄ということでいけば、われわれ職員も年に1回、ボランティアということで、ごみ拾いをしていますけれども、ある意味憤りまで感じるような本当にひどい状態、そういう意味では私もいかなものかという認識を持っております。

その上で、1つの対策として条例を設定してきました。確かに、過料という意味での罰則規定は新得の条例ではありません。われわれが今、持っている条例でできること、これは公表まではできるという、そんな状況にはなっております。

あとは、ごみを放置しているかた、そういうかたも町内で見受けられるかたについては、直接土地の所有者、もしくはそのものの所有者のかたにも何回かお話しをしてきたこともあります。現実には効果という意味ではなかなか現れてこないなという、そういう現実も十分認識しております。

その上で、罰則規定のほうにいきますけれども、条例というのはある意味、義務を課して権利を制限するというのが今の条例の本文でありまして、その趣旨をどう皆さんに理解をしていただくか、罰則があれば理解されるのか、もう少し勉強させていただきたいなというふうに思っているのが現状であります。

特に北海道で持っている条例について、どの程度その罰則規定を設けた中で効果が上がっているのかどうか、これについても担当のほうで今、打ち合わせを始めておりますので、そういったことを考えながら議員の提案のある罰則がやはり現実には一番効果があるということになれば、またどこかの時点で条例の内容について協議をさせていただきたいなというふうに思っております。

現状で答弁できることは今が限界かなというふうに思っております。以上であります。

◎菊地康雄議長 8番、廣山議員。

◎廣山輝男議員 最後に申し上げておきます。今の道条例の関係にちょっと私なりに理解できないのがありまして、今後の中でうちの町の取り組みの仕方も含めて、最後に問題提起しておきます。

さきほどお話ししました北海道空き缶等の散乱防止に関する条例、もうすでに14年たっているんですけれども、実は私たちは「住みよい環境条例」という名前は違いますが、同じような趣旨なんですけれども、21年にできているんですけれども、北海道の場合は平成15年にできているんですけれども。このときにすでに新得町の場合はこの条例、適用しないという条項が1つ入っています、この北海道の条例の中に。適用しない、つまりそれぞれの地域にあるとするならば、北海道の条例はできたけれども、それに付加しないと、干渉しないということだと思っております。

となりますと、例えば新得町内でたまたまそういったポイ捨てで検挙されることはないかもしれませんが、あっても2万円を科することはないということにもつながっていくのかなと。これは私が勝手に考えているんですけれども。そういう理解になるのかならないのか。あるいはそういったことに、道の条例とうちの条例との関係がどんな結びつきがあるのかなのか、私も正確に分かっておりませんので、今後、検討の課題として町のほうでも整理していただければありがたいかなと思っております。以上で終わります。

◎菊地康雄議長 浜田町長。

◎**浜田正利町長** 道の条例の中で新得町を除外するという、そういうのはわれわれも理解しております。ただ、除外の理由がいまいちちょっと理解できない部分もあるので、除外の根本は本条例に基づいて規則で委任したような形になっていますので、その辺の経過、きっといろいろあるかなというふうに思っております。

それらについても、さきほど言ったように、北海道の持っている条例でどれだけのやはり結果として効果があったのかないのかも含めてこれから勉強させていただくので、その辺のことも含めて一緒に勉強していきたいなというふうに思っています。以上であります。

[廣山輝男議員 降壇]

◎**菊地康雄議長** これにて一般質問を終結いたします。

---

### ◎休 会 の 議 決

◎**菊地康雄議長** お諮りいたします。

議案調査のため、12月19日の1日間、休会することにいたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎**菊地康雄議長** 異議なしと認めます。

よって、12月19日の1日間、休会することに決しました。

---

### ◎散 会 の 宣 告

◎**菊地康雄議長** 以上をもって、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

(宣告 14時11分)

---

平成30年第4回新得町議会定例会（第3号）

平成30年12月20日（木曜日）午前10時開会

○議 事 日 程

日程番号	議 件 番 号	議 件 名 等
		諸般の報告（第2号）
1		閉会中の継続審査及び調査の申し出について

○会議に付した事件

諸般の報告（第2号）  
閉会中の継続審査及び調査の申し出について

○出席議員（12人）

1 番 長 野 章 議員	2 番 村 田 博 議員
3 番 湯 浅 佳 春 議員	4 番 佐 藤 幹 也 議員
5 番 貴 戸 愛 三 議員	6 番 若 杉 政 敏 議員
7 番 湯 浅 真 希 議員	8 番 廣 山 輝 男 議員
9 番 柴 田 信 昭 議員	10 番 吉 川 幸 一 議員
11 番 高 橋 浩 一 議員	12 番 菊 地 康 雄 議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町 長	浜 田 正 利
教 育 長	武 田 芳 秋
監 査 委 員	下 浦 光 雄

○町長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

副 町 長	金 田 將
総 務 課 長	渡 辺 裕 之

地	域	戦	略	室	長	東	川	恭	一
町		民		課	長	鈴	木	貞	行
保	健	福	祉	課	長	坂	田	洋	一
施		設		課	長	初	山	一	也
産	業			課	長	石	塚	將	照
税	務	出	納	課	長	佐	木	隼	人
児	童	保	育	課	長	中	村	勝	志
屈	足	支	所		長	中	村	吉	克
消		防		署	長	増	田	和	彦
総	務	課	長	補	佐	長	濱		清
地	域	戦	略	室	長	福	原	浩	之
産	業	課	長	補	佐	大	宮	将	利
産	業	課	長	補	佐	桑	野	恒	雄
児	童	保	育	課	長	桂	田		聡
庶	務	防	災	係	長	小	林	健	利
財		政		係	長	本	郷		潤

○教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

学	校	教	育	課	長	佐	藤	博	行
社	会	教	育	課	長	岡	田	徳	彦
学	校	教	育	課	長	補	佐	安	達
								貴	広

○農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

事	務	局	長	岡	村	力	蔵
---	---	---	---	---	---	---	---

○職務のため出席した議会事務局職員

事	務	局	長	橋	場	め	ぐ	み
書			記	菊	地	克		浩

---

### ◎開 議 の 宣 告

◎菊地康雄議長 本日は、全員の出席でございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

議長において作成いたしました本日の議事日程は、別紙お手もとに配布いたしましたとおりであります。

(宣告 10時00分)

---

### ◎諸般の報告（第2号）

◎菊地康雄議長 諸般の報告は、朗読を省略します。

別紙お手もとに配布のとおりでありますので、ご了承願います。

---

### ◎日程第1 閉会中の継続審査及び調査の申し出について

◎菊地康雄議長 日程第1、閉会中の継続審査及び調査の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

各委員長から、会議規則第75条の規定により、お手もとに配布のとおり申し出がありました。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査および調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査および調査とすることに決しました。

---

### ◎閉 会 の 宣 告

◎菊地康雄議長 これにて、本会議に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。

よって、平成30年定例第4回新得町議会を閉会いたします。

(宣告 10時02分)

---